



Title	ケインズ『一般理論』私注 賃金基金説の系譜について(15)
Author(s)	白井, 孝昌
Citation	経済學研究, 38(2), 39-75
Issue Date	1988-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31801
Type	departmental bulletin paper
File Information	38(2)_P39-75.pdf



＜研究ノート＞ ケインズ『一般理論』私注

賃金基金説の系譜について (15)

白 井 孝 昌

スミスの《商業的社会》における「商品の価格の構成部分」(component parts of the price of commodities)としての労働の賃金とストックの利潤の増大がその商品の価格に及ぼす効果は、『国富論』第I編第IX章「ストックの利潤について」の末尾のパラグラフ(24)に述べられてあるように¹⁾、賃金の場合には「算術的割合で」(in arithmetical proportion)、また、利潤の場合には「幾何的割合で」(in geometrical proportion)作用するのであった。このような作用の仕方の相違があるにもかかわらず、商品の価格の第3の構成部分としての地代にくらべれば、賃金と利潤の両者は非常に類似した、あるいは共通の性質を有するものであることを、スミスは続く第X章「労働とストックのさまざまな雇用における賃金と利潤について」²⁾で詳細に論じるのである。しかしながら、彼はそのことをこの章で初めて述べるのではない。じつは、それに先立って、第VII章「商品の自然価格と市場価格について」³⁾の中で、賃金と利潤の両者には二つの共通点が見られることが述べられていたのである。そのことを、

われわれは前稿の冒頭の節LVで紹介した⁴⁾。第1の共通点は、その章のパラグラフ(5)に述べられてあるように⁵⁾、商品がその自然価格で売られているとき、その賃金部分と利潤部分は、それぞれ、労働者とストックの所有者たちの生計の維持のための経費の前払いになっていること、すなわち、換言すれば、それらは彼らが実質的に犠牲にするところのものを補償するという意味での《実質的費用》(real cost)と看做されるということである。スミスは、それに先立つパラグラフ(3)で⁶⁾、賃金と利潤のみならず、地代についても「自然率」(the natural rates)を考えているけれども、その自然率で支払われる地代部分に《実質的費用》の意味があるとは、すくなくともその章では述べていない。彼が地代部分の性質をどのように考えているかということについては、われわれは彼の第XI章「土地の賃貸料について」⁷⁾を紹介するときまで判断を保留しておこう。

第2の共通点は、その章のパラグラフ(18)に述べられているように、「いかなる商品であれ、その市場価格の偶発的かつ一時的な変動は、主として、その価格のうちの賃金と利潤に帰着する部分に影響を及ぼすので(あって)、地代に帰着する部分は、そのような変動によって影響

1) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, edited by Edwin Cannan (London: Methuen, 1904), Vol. I, Book I, Chapter IX, Of the Profits of Stock, pp. 89-100. この章のパラグラフ(24)については pp. 99-100 を見よ。

2) Book I, Chapter X, Of Wages and Profit in the different Employments of Labour and Stock, *ibid.*, pp. 101-144.

3) Book I, Chapter VII, Of the natural and market Price of Commodities, *ibid.*, pp. 57-65.

4) 拙稿「賃金基金説の系譜について (14)」本誌第38巻第1号 (1988年6月), pp. 113 (113)-125 (125).

5) Smith, *op. cit.*, pp. 57-58.

6) *Ibid.*, p. 57.

7) Book I, Chapter XI, Of the Rent of Land, *ibid.*, pp. 145-257.

されることがより少ない」⁸⁾ ということである。スミスのこのような命題を成立させる論理がどのようなものであるかを、われわれは前稿で詳細に説明したのである。

以上の二点を想起するだけでも、スミスが『国富論』第Ⅰ編の第Ⅷ章「労働の賃金について」⁹⁾と第Ⅸ章「ストックの利潤について」の二つの章において、「賃金と利潤の通常率ないし平均率 (an ordinary or average rate of wages and profit) が……その社会の全般的な事情 (the general circumstances of the society) によって、すなわち、その社会が富んでいるか、貧しいか、その状態が進歩しつつあるか、停滞しているか、あるいは、衰退しつつあるかによって、……自然的に規制される」¹⁰⁾ 機構を論じた後、直ちに「地代の通常率ないし平均率がその土地の位置する社会……の全般的事情によって……規制される」¹¹⁾ 機構の説明に進むことをせず、第Ⅹ章「労働とストックのさまざまな雇用における賃金と利潤について」の議論に向かっている理由が、おおよそ了解できるであろう。この第Ⅹ章では、「あらゆる社会もしくは地域 (における) 労働とストックのさまざまな雇用における賃金と利潤の通常率ないし平均率が……それぞれの雇用に特有の性質 (the particular nature of each employment) によって自然的に規制される」¹²⁾ 事情が、地代よりも先に取り扱われることになるのである。

「それぞれの雇用に特有の性質」から生じる労働の賃金やストックの利潤の諸格差を、スミスは「それらの雇用自体の性質から生じる不平等」(Inequalities arising from the Nature of the Employments themselves) と、そうして、それらの雇用にかかわる「ヨーロッパの政策によって引き起こされる不平等」(Inequalities occasioned by the Policy of Europe)

とに大別して、それらを第Ⅹ章の二つの節 (Part) の論題とするのである¹³⁾。そうして、これらの二つの節に先立つ「まえがき」として、彼は三つのパラグラフ (1) ~ (3) の陳述を行なっているが、それらの陳述をわれわれは前稿の第ⅠⅤⅠ節で検討したのである¹⁴⁾。

スミスは第Ⅹ章のパラグラフ (1) で、「労働とストックのさまざまな雇用の有利性と不利性の全体は、同じ地域の中で、それぞれ完全に等しくなっているか、あるいは、絶えず均等化する傾向があるにちがいない」(The whole of the advantages and disadvantages of the different employments of labour and stock must, in the same neighbourhood, be either perfectly equal or continually tending to equality.)¹⁵⁾ という原理を提示している。われわれはこの原理にたびたび言及せざるをえないので、ボールディングから《有利性均等の原理》(the Principle of Equal Advantage) という名称を借用することにしたのである¹⁶⁾。

しかしながら、《有利性均等の原理》をめぐるスミスの議論の仕方には、ボールディングのそれとは大きな相違点が見られる。第Ⅰに、スミスの第Ⅹ章の題目に照らして当然のことながら、彼の《有利性均等の原理》は労働とストックの雇用に限って適用されるのに対して、ボールディングはそれを土地の雇用にも等しく適用する旨を言明しているのである。われわれは近い将来に、スミスの第Ⅸ章「土地の賃賃料について」を紹介する機会を得るであろうが、彼が

8) *Ibid.*, p. 61.

9) Book I, Chapter VIII, Of the Wages of Labour, *ibid.*, pp. 66-88.

10) *Ibid.*, p. 57.

11) *Ibid.*

12) *Ibid.*

13) Book I, Chapter X, Part I, Inequalities arising from the Nature of the Employments themselves; and, Part II, Inequalities occasioned by the Policy of Europe, *ibid.*, pp. 102-120, and pp. 120-144, respectively.

14) 本誌第38巻第1号, pp. 125 (125)-135 (135).

15) Smith, *op. cit.*, p. 101.

16) Kenneth E. Boulding, *Economic Analysis* (London: Hamish Hamilton, 3rd ed., 1955), pp. 168-196.

地代の格差を説明するにあたって、賃金および利潤の場合と同じく《有利性均等の原理》を援用するか否か、そうして、彼の議論の仕方とボールディングの、あるいは新古典派の議論の仕方との間にどのような相違が見られるかについては、そのときまで議論を保留しておくことにしよう。

第2に、ボールディングは、ある雇用Aの「非貨幣的有利性」(nonmonetary advantages)と「貨幣的有利性」(monetary advantages)との和が、いま一つの雇用Bの両者の和に等しくなるという方程式の形式で、彼の《有利性均等の原理》を表現するのに対して¹⁷⁾、スミスは「金銭的取得分」(a pecuniary gain)という言葉は使用するものの、「非金銭的」ないし「非貨幣的」という言葉を用いることをけっしてしないのである。われわれは、前稿の節 LVI において、ボールディングのような方程式による表現を行なうことは、貨幣的評価を許容しないという意味での《非貨幣的有利性》の存在を仮定によって排除するに等しいことを示した。そうして、それによって、スミスが彼の《有利性均等の原理》をめぐる陳述の中で「非貨幣的有利性」といった類の言葉の使用を抑制していることの意味を明らかにしたのである。すなわち、スミスが胸に抱いている《商業的社会》の実像の中には、言葉の真の意味での《非貨幣的有利性》の、すなわち、貨幣的評価を許容しない諸事情の存在が認められなくてはならないのである。

われわれは、前稿の節 LVII において、スミスの第X章の第I節「雇用それ自体の性質から生じる不均等について」を構成する52個のパラグラフ(4)～(55)を単位とする内容目次を提示した¹⁸⁾。それによると、それらのパラグラフは、次のような形で、二つのグループに分け

られるのであった。

『国富論』第I編第X章

第I節「雇用それ自体の性質から生じる不均等について」

- § 1. 《完全な自由のある社会》を前提にして、すなわち、雇用の有利性と不利性の全体が完全に均等化していることを前提にして、金銭的取得分を補償し、あるいは相殺するところの雇用それ自体の性質を五つの範疇に分けて論じること。パラグラフ(4)から(41)まで。
- § 2. 以上の議論の前提になっている《有利性均等の原理》の成立を保証するためには、じつは、《完全な自由のある社会》という条件に加えて、さらに三つの条件が必要とされること。パラグラフ(42)から(55)まで。

われわれは、前稿の残りの諸節において、スミスの第I節の§1のパラグラフ(24)までを紹介した。したがって本稿では、パラグラフ(25)以下の検討に進まなくてはならないが、それに先立って、前稿の残余の諸節の要約と補足をしておこう。

上掲の§1の小見出しの中でわれわれが用いている《完全な自由のある社会》('a society where there was perfect liberty')という語句は、スミスが第X章のパラグラフ(1)において、彼の《有利性均等の原理》が成立する可能性があると推量するところの条件の一つを満たしている社会の略称である。それは、スミス自身の言葉によって、次のように述べられているのであった。すなわち、「そこでは物事がそれらの自然的な成り行きに従うにまかせられ、完全な自由が存在し、そうして、すべての人々がみずから適当と考える雇用の場を選び取り、かつ、みずから適当と考えるたびごとに、それを変えることの両方において、完全に自由であるところの社会」(a society where things

17) Boulding, *op. cit.*, p. 183, および本誌第38巻第1号, p. 130 (130) を見よ。

18) 前稿, 本誌第38巻第1号, pp. 135 (135)-144 (144)。

were left to follow their natural course, where there was perfect liberty, and where everyman was perfectly free both to chuse what occupation he thought proper, and to change it as often as he thought proper)¹⁹⁾ というのがそれである。そこで「社会」(a society)という語を修飾しているすべての形容詞節が過去形で述べられているのは、スミスのこの陳述が仮定法のムードの中に置かれているためであり、それゆえ、われわれが用いる《完全な自由のある社会》という語句は、現実にはけっして起こりえない仮想の状態を指示しているのである。そうして、《完全な自由のある社会》という条件は、スミスの《有利性均等の原理》が成立するための必要条件にすぎないことは、彼の第X章のパラグラフ(1)の陳述の中にも示唆されているけれども、やがて§2の冒頭の議論において明示的に説明されることになるのである。

以上のことは、『国富論』の読者に必要とされるべき最低限度の共感をその著者に対して抱く者になれば誰にでも十分に明白であると思われるにもかかわらず、そうしてまた、そのことが明白になるならば、スミスの第X章の第I節が§1と§2の二部構成になっていることの意味を十分に評価することができるであろうと思われるにもかかわらず、キャンナン版『国富論』の編者はスミスがこのような構成を採っていることに対してかなり大きな不満を抱いているように見受けられる。エドウィン・キャンナンは、第I節の題目である「雇用自体の性質から生じる不均等」(Inequalities arising from the Nature of the Employments themselves)²⁰⁾という語句に編者脚注¹⁾を付して、この題目の語句がかなりの曖昧さを含んでいること、そうして、その曖昧さを除去するためには、§2の陳述を第I節の前に出し、第I節を§1だけで構成するのがよいこと、という注釈

を加えているのであった。われわれは、前稿の節LVIIIにおいて、キャンナンのこのような注釈がスミスの真意からきわめて遠いものであると論じたのである²¹⁾。要するに、スミスの言うところの「雇用自体の性質から生じる不均等」とは、その節の§1で扱われる五つの要因からだけではなく、その§2で扱われる三つの要因からも生じるところの金銭上の賃金と利潤の諸格差を意味するのであって、その語句に取り立てて問題にすべき曖昧さなど何も存在しない。それらの格差は、第X章第II節で論じられる「ヨーロッパの政策」という作為的な事情に帰せられる格差とは異なるという意味において、「雇用自体の性質から生じる」ものと形容されているのである。そうして、スミスはその第I節で挙げられる合計8個の諸要因を並列的に論じるよりも、それらを二つのグループに分けて扱うほうが明快な説明ができると考えたのである。その第1のグループは§1で扱われる五つの要因で、それらはスミスの《有利性均等の原理》という仮構の枠の中で説明され、そうして、第2のグループは§2で扱われる三つの要因で、それらはその仮構の枠をはずす作業の中で説明されるのである。

さて、スミスの第X章第I節の§1-iiを構成するパラグラフ(5)から(7)まででは、まず、「雇用の居心地の良さ、ないし悪さ」(the agreeableness, or disagreeableness of the employments)²²⁾という第1の事情をめぐる考察が述べられている。その議論の内容は、われわれの目次の小見出しだけでも十分に了解されると思われるので、前稿ではそれらにとくに注釈を加えることをしなかった。ボールディングの言葉を借用すれば、雇用の居心地の良さは、要するに、「非貨幣的有利性」を大きくし、そうして、その居心地の悪さはそれを小さくする事情なのであって、《有利性均等の原理》の枠を設定すれば、居心地の良い雇用の金銭的報酬は

19) Smith, *op. cit.*, p. 101.

20) *Ibid.*, p. 102.

21) 本誌第38巻第1号, pp. 144 (144)-146 (146).

22) Smith, *op. cit.*, p. 102.

その分だけ低く、また、居心地の悪い雇用のそれはその分だけ高くなると考えることができるのである。

スミスの § 1-iii を構成するパラグラフ (8) から (13) まででは、「その業務を習得することの容易さ、ないし困難さ」(the easiness, or the difficulty of learning the business)²³⁾ という第2の事情をめぐる考察が述べられている。その議論の内容も、第1の事情のそれと同様、とくに注釈を加える必要はない。すなわち、その業務を習得することの容易さは、その雇用の「非貨幣的有利性」を大きくし、そうして、その困難さはそれを小さくする事情であると考えられるから、《有利性均等の原理》の枠を設定するならば、その業務の習得の容易な雇用の金銭的報酬はその分だけ低く、そうして、それが困難な雇用の金銭的報酬はその分だけ高くなるのである。しかし、スミスのパラグラフ (9) の陳述には、技能労働の賃金格差にかんする興味深い論理が示されているので、われわれはその論理の数学的構造を前稿の節 LIX において説明したのである²⁴⁾。

スミスは、そこで、技能労働を高価な機械のはたらきに類比させて、技能を習得させるための教育費を一種の投資と看做すのである。そのような見地に立てば、技能労働の賃金は機械として具体化された資本を一定の期間内に回収する過程であげることのできる利潤の決定原理と同じ形式で決定されるものと看做すことができる。その場合に導かれる結論だけを述べれば、いかなる種類の技能労働についても、その供給を維持していくためには、資本の通常利潤率が高ければ高いほど、また、技能の習得に必要とされる年数が長ければ長いほど、普通労働との賃金格差はそれだけ大きくなくてはならないのである。加えて、その理論の「複利的構造」は、技能の習得に要する年数の増加の効果を複利的に増幅するので、その業務を習得すること

の困難さという、ボールディングのいわゆる「非貨幣的不利性」を補償して余りある貨幣的報酬を生み出すことになる。したがって、《有利性均等の原理》の枠に固執するかぎり、この第2の事情だけを顧慮することによっては、「非貨幣的有利性」と「貨幣的有利性」のバランスをとることができるとはかぎらず、その他の諸事情を同時に併わせ考慮しなくてはならなくなるであろう。この点は、第3の事情、あるいは、それ以下の諸事情をめぐるスミスの議論の中で、もっと明瞭な姿を現わすことになるのである。

スミスが《有利性均等の原理》の枠を用いて説明する第3の事情は「雇用の恒常性、ないし非恒常性」(the constancy, or inconstancy of the employment)²⁵⁾ であり、それはわれわれの作成した目次の § 1-iv に含まれるパラグラフ (14) から (19) にわたって説明されている。それにかんするわれわれの注釈は前稿の二つの節 LX と LXI に述べられている²⁶⁾。この第3の事情にかかわるスミスの議論もまた、最初の二つの事情をめぐる議論とほぼ同じ要領で進められる。すなわち、雇用の恒常性は「非貨幣的有利性」を大きくする要因であるから、《有利性均等の原理》の枠に従うかぎり、恒常性の高い雇用の貨幣的報酬はそれだけ低くなり、非恒常的な雇用の貨幣的報酬はその度合に応じて高くなると論じられるのである。しかしながら、編者のキャナンはスミスの陳述に不満を抱き、スミスのパラグラフ (14) に付した編者脚注で次のように述べていたのであった。

「この項目の取り扱いとは『日当賃金』(‘day-wages’) と年間稼得分 (annual earnings) との間の区別から書き始められていたならば、もっと明確なものになっていたであろう。その最初のパラグラフでは、日当賃金と同様に、年間稼得分も非恒常的な雇用においてよ

23) *Ibid.*

24) 本誌第38巻第1号, pp. 146 (146)–148 (148)。

25) Smith, *op. cit.*, p. 102.

26) 本誌第38巻第1号, pp. 148 (148)–151 (151), および, 151 (151)–156 (156)。

り高くなり、その結果として、《不安で希望の持てない折りおり》(‘anxious and desponding moments’)があるという不利性……が相殺されると主張されている。しかしながら、それに続くパラグラフでは、このような主張は姿を消して、あたかも、日当賃金は不均等になるかもしれないけれども、年間稼得分は均等になるということが主題であるかのように議論が進められている。²⁷⁾

われわれは、前稿の節 XL において、スミスの § 1-iv に含まれるパラグラフ (15) から (19) までの全文を検討し、その結果、スミス自身の陳述の中には上掲のキャナンの解釈を許容する余地がまったくないことを確認した。スミスは、終始一貫して、雇用の非恒常性が1日当たりの稼得分に及ぼす影響を論じているのであって、キャナンの言う「年間稼得分」の大きさには一言も触れていないのである。

われわれは前稿の第 XLI 節において、スミスの第 X 章第 I 節の § 1-iv の末尾のパラグラフ (19) に付せられてある二つの編者脚注に示されているキャナンの見解を検討した。このパラグラフは、雇用の非恒常性がストックの利潤に及ぼす影響を論じるものであったが、それはわずか二つの文章から成る短いものであるもので、前稿ではスミスの第 X 章第 I 節の内容目次の中にその全文を掲げたのである。それに原文を添えてここに再掲してみよう。

(19)「雇用の恒常性ないし非恒常性は、いかなる特定業種においても、そのストックの通常利潤に影響を及ぼすことはありえない。そのストックが恒常的に雇用されているか否かは、その業種によってではなく、その業者によって左右されるのである。」(The constancy or inconstancy of employment cannot affect² the ordinary profits of stock in any particular trade. Whether the stock is or is not constantly employed depends, not up-

on the trade, but the trader.³⁾²⁸⁾

この原文の中の“affect”という動詞に付せられてある編者脚注²において、キャナンは『国富論』の第5版ではそれが“effect”と誤植されていると述べていたのであった²⁹⁾。しかしながら、われわれがスミスの第I節の§1における議論の全体的な脈絡を検討した結果によると、それは誤植というよりも、むしろ訂正と受け取られなくてはならないのである。

次に、われわれはパラグラフ (19) の末尾に付せられてある編者脚注³に述べられているキャナンの見解を検討した。彼は、ストックの例として、「ある村の葬儀用馬車」(the hearse of a village)³⁰⁾を挙げ、その雇用の恒常性は死亡者数に依存するのであるから、その業種によって左右されるのであり、その業者によって左右されるのではないと論じていたのであった。しかしながら、「田舎の葬儀屋」(the rural undertaker)³¹⁾がその馬車を常時保有しておくか、あるいは、葬儀のある日に適宜借用してすませるか、その業者自身の判断によるのであるから、彼の業務用ストック全体の雇用の恒常性は、やはりスミスの述べるように、業者によって左右されると考えてよいであろうと、われわれは述べたのである。

スミスが《有利性均等の原理》の枠を用いて説明する第4の事情は、「それらの業務を行なう人々にかかけられなくてはならない信任の大小」(the small or great trust which must be reposed in those who exercise them)³²⁾であり、それは目次の§1-vに含まれるパラグラフ (20) から (23) で説明されている。この事情は、これまで論じられてきた三つの事情と異なっており、それがはたして、ボールディングのいわゆる「非貨幣的有利性」に、直接的に、どうようにかかわっているのかを、われわれは

28) *Ibid.*, p. 106.

29) *Ibid.*, p. 106, n. 2.

30) *Ibid.*, p. 106, n. 3.

31) *Ibid.*

32) *Ibid.*, p. 102.

27) Smith, *op. cit.*, p. 105n.

スミスの陳述から知ることができないのである。というのは、スミスの議論は、これまでの議論とは逆の方向から進められているからである。すなわち、大きな信任を負託されるべき職業につく人々には、それに相応した大きな金銭的報酬が与えられなくてはならないから、《有利性均等の原理》の枠の中で考えるかぎりにおいて、その職業にはその大きな金銭的報酬を相殺する「非貨幣的不利性」が伴うことができるであろうというのである。そうして、スミスは、そのような「非貨幣的不利性」を与える事情として、すでに述べた第2の事情、すなわち、その業務を習得するために必要とされる長期間の教育を示唆するのである。じっさい、社会的に大きな信任をかけられる職業には必ずと言ってよいほど第2の事情が随伴する。にもかかわらず、キャンナンはスミスの議論のこのような局面には目もくれず、パラグラフ(20)に付せられてある編者脚注で、次のように述べるのであった。すなわち、「この章の導入部のパラグラフにおいて前もって示唆されていた議論は、ある人物に信任がかけられるということが、彼にとって一つの不利な事情(a disadvantage)になるという弁明を必要とするが、しかし、そのような弁明はまったくなされていない……」³³⁾と。キャンナンがスミスの議論を誤解していることは明らかである。すでに、第2の事情をめぐる議論の中で示唆され、そうして、第3の事情をめぐる議論の中で明瞭になっていたように、スミスは§1で扱われる五つの諸事情が個々独立に作用するものとは考えていないのである。とりわけ、第4の事情を《有利性均等の原理》の枠の中で説明する場合には、その他の事情を考慮に入れることが必須の条件となるであろう。具体的に言うなら、医師や弁護士のような大きな信任をかけられる職業に伴う高い金銭的報酬を、長い時間と莫大な経費を要する専門的教育抜きで考えることは、きわめて困難なのである。

33) *Ibid.*, p. 107, n. 1.

最後に、スミスが第X章第I節の§1で説明する第5の事情は、「それらの業務における成功の確率(the probability of success in them)」³⁴⁾であり、その説明は§1-viを構成するパラグラフ(24)から(36)にわたって述べられている。われわれは、その最初のパラグラフへの編者脚注に見られるキャンナンの意見を、前稿の最後の節LXIIIで紹介したのである。

LXIV

第5の事情をめぐるスミスの陳述は、その他の四つの事情のそれにくらべると、はるかに長く、複雑、かつ精妙である。そうして、そこで彼が《有利性均等の原理》を援用する仕方は、第1の事情の場合とはかなり異っており、そうして、第4の事情の場合と類似した点が、その場合よりももっと鮮明に見られるので、われわれは以下でそのありようを少し立ち入って検討することにしたい。スミスは§1-viの第2パラグラフで次のように述べている。

(25)「誰か特定の人物がそのための教育を受けている職業について適格性を身につける確率は、さまざまな職業で非常に異なるものである。機械職人の諸業種の大部分では成功はほとんど確実であるが、しかし、自由な専門的職業(the liberal professions)ではきわめて不確実である。子弟を製造業者のもとに徒弟奉公に出すならば、彼がやがて技能を習得して靴を作ることができるようになることには、ほとんど疑いの余地がない。しかし、彼を法律の勉強に行かせるとして、彼がその業務によって身を立てることができるほどの域に達する見込みは、たかだか20に1つであろう(it is at least twenty to one)。完全に公正な富くじ(a perfectly fair lottery)においては、当たりくじを引く人々は空くじを引く人々が失なうところのものをすべて手に入れるのでなくてはならな

34) *Ibid.*, p. 102.

い。1人の成功者について（すくなくとも）20人の失敗者が出る専門的職業では、不成功に終わる20人が獲得するはずであったところのもののすべてを、1人の成功者が獲得するのでなくてはならない。顧問弁護士（the counsellor at law）は、おそらく、40歳近くなって初めて、その職業で身を立てることになるので、彼は自分自身の受けた非常に労苦が多く費用のかかる教育のみならず、その職業によって身を立てる見込みのけっしてない20人以上の他の人々のそのような教育の見返り（retribution）を受け取るのではなくてはならない。顧問弁護士たちの手数料（the fees of counsellors at law）が時として、いかに法外なものに見えることがあろうとも、彼らの実質的な見返り（their real retribution）は、このような見返りに匹敵するものではない。どこであれ特定の場所で、靴製造職人あるいは織布職人といったような普通の業種におけるさまざまな職人たちすべて（all the different workmen in any common trade）によって1年当たりで稼得されると見込まれるところのものと、そうして、1年当たりで支出されると見込まれるところのものを推計してみるならば、一般に、前者の額が後者のそれを上回ることがわかるであろう。しかし、同じ推計を、さまざまな法曹学院のすべてに所属する顧問弁護士と法曹修習生たちのすべて（all the counselors and students at law, in all the different inns of court）について行なってみるならば、たとえ前者の額をできるかぎり高く、そして、後者をできるかぎり低く見積もったとしても、彼らの1年当たりの収入は1年当たりの経費に対して非常に小さな割合になることがわかるであろう。それゆえ、法曹業務という富くじは、完全に公正な富くじにはほど遠いものである。そうして、それはその他の多くの自由で名誉ある専門的職業と同様、金銭的取得分の点では、明らかに低報酬になっているのである。（The lottery of the law, therefore, is very far from being a

perfectly fair lottery; and that, as well as many other liberal and honourable professions, is², in point of pecuniary gain, evidently under-recompenced.）」³⁵⁾

議論を簡明にするために、このパラグラフにおけるスミスの陳述をボールディングの《有利性均等の原理》の公式に当てはめて考えることにしよう。すなわち、二つの雇用の場AとBについて、

$$\left[\begin{array}{c} \text{Aの非貨幣的} \\ \text{有利性} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{Aの貨幣的} \\ \text{有利性} \end{array} \right] \\ = \left[\begin{array}{c} \text{Bの非貨幣的} \\ \text{有利性} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{Bの貨幣的} \\ \text{有利性} \end{array} \right]$$

と書くことができて、ここでAを法曹業務、あるいは、もっと一般的に「自由で名誉ある専門的職業」（liberal and honourable professions）、そうして、Bを製造業の職人たちの「普通の業種」（common trade）とする。

そうすると、この公式の右辺の第2項、すなわち、〔Bの貨幣的有利性〕に相当する部分にかんするスミスの議論が、上掲のパラグラフ（25）の中の次の文章で述べられていることは明らかであろう。すなわち、

「どこであれ特定の場所で、靴製造職人あるいは織布職人といったような普通の業種におけるさまざまな職人たちのすべてによって、1年当たりで稼得されると見込まれるところのものと、そうして、1年当たりで支出されると見込まれるところのものとを推計してみるならば、一般に、前者の額が後者のそれを上回ることがわかるであろう（Compute in any particular place, what is likely to be annually gained, and what is likely to be annually spent, by all the different workmen in any common trade, such as that of shoemakers or weavers, and you will find

35) *Ibid.*, pp. 107-108.

that the former sum will generally exceed the latter.)」³⁶⁾

そうして、公式の左辺の第2項、すなわち、〔Aの貨幣的有利性〕についての陳述が同じパラグラフの中の、次の文章であることも明らかであろう。

「しかし、同じ推計を、さまざまな法曹学院のすべてに所属する顧問弁護士と法曹修習生たちのすべてについて行なってみるならば、たとえ前者の額をできるかぎり高く、そして、後者をできるかぎり低く見積もったとしても、彼らの1年当たりの収入は、1年当たりの経費に対して非常に小さな割合になることがわかるであろう (But make the same computation with regard to all the counsellors and students of law, in all the different inns of court, and you will find that their annual gains bear but a very small proportion to their annual expence, even though you rate the former as high, and the latter as low, as can well be done.)」³⁷⁾

アルフレッド・マーシャルがその『経済学原理』において、ある特定の産業の動向を論じるにあたり、その産業を構成する諸企業の主体的な行動との結びつきの中で説明する一つの手段として、「代表的企業」(the representative firm)の仮構を用いたように³⁸⁾、アダム・スミスは、個人の主体的な行動と結びつく《有利性均等の原理》の枠の中で、二つの雇用の場の動向を考察するための手段として、いわば《代表的職人》(the representative workman in a common trade)と、《代表的顧問弁護士》(the representative counsellor at law)を想定していると看做することができるであろう。そうして、公式の左辺で考えられる《代表的顧問弁護士》は、たんに「さまざまな法曹学院

のすべてに所属する顧問弁護士」、あるいは、20人に1人の成功者たちのみならず、同じ法曹学院のすべてに所属する「法曹修習生」(students of law)も含めた集団の平均像として想定されているのである。すなわち、公式の左辺の第2項〔Aの貨幣的有利性〕の中に含まれるプラスの成分が主として「顧問弁護士の手数料」等から成るのに対して、マイナスの成分は主として、20人中19人がその業務によって身を立てる見込みのけっしてない「法曹修習生」の教育費から成るのである。そうして、法曹業務がスミスの言う「完全に公正な宝くじ」であるとしたなら、《有利性均等の原理》の枠の中では、「顧問弁護士の手数料」は、実際の、法外とも見える手数料よりももっと高くなくてはならないであろうと言うのである。しかしながら、彼らの「実質上の見返り」(their real retribution)はそれよりもはるかに低いので、「法曹業務という富くじは、完全に公正な富くじにはほど遠いもの」になっていると言うわけである。

《代表的顧問弁護士》に「法曹修習生」の属性が賦与されていることを考慮するなら、公式の右辺で考えられる《代表的職人》にも、親方職人と渡り職人のみならず、徒弟たちの属性が賦与されなくてはならないであろう。スミス自身の陳述は、「靴製造職人あるいは織布職人といったような、普通の業種におけるさまざまな職人のすべて」となっているけれども、その中には徒弟たちも含まれなくてはならないであろう。もちろん、彼らの教育費は彼ら自身の手から親方たちに手渡されるわけではなくて、彼らの賃金はその分だけ低いという形をとるであろう。

以上のように見るとき、公式の右辺の第2項〔Bの貨幣的有利性〕は、その左辺の第2項〔Aの貨幣的有利性〕との相対的な関係の中で、十分に釣り合いのとれるものになっているとスミスは考えていることになる。とするならば、それに見合って公式の左辺の第1項〔Aの非貨幣的有利性〕を相対的に大きくする事情は何で

36) *Ibid.*, p. 108.

37) *Ibid.*

38) Alfred Marshall, *Principles of Economics*, 9th (Variorum) edition (London: Macmillan, 1961), Vol. I, pp. 317-318.

あるか。その問いに対する説明は、続くパラグラフ (26) 以下で述べられている。しかしながら、パラグラフ (25) には注釈を必要とする点が多くとも2点残されているので、われわれはいま少しそれらを論じるであろう。

まず第1の点は、これまでの議論と違ってパラグラフ (25) の議論では、《有利性均等の原理》の釣り合いが、年率 (the annual rate) で考えられていることである。これまでの議論では、たとえば、第3の事情、すなわち、「雇用の恒常性あるいは非恒常性」にかんするパラグラフ (14) への編者脚注を検討したときに明らかにしたように、雇用がきわめて非恒常的な石工や煉瓦積み職人の金銭的報酬は「日当賃金」(day wages) で考えられているので、それと比較される「製造業者たち」(manufacturers) の「推定稼得分」(the computed earnings) も、キャナンのいわゆる「年間稼得分」(annual earnings) ではなくて、1日当たりの率 (the daily rate) で考えられているのであった。それに対して、第5の事情、すなわち、「それらの雇用における成功の確率の高低」にかんするパラグラフ (25) では、「顧問弁護士」あるいは、その他の「自由で名誉ある専門的職業」の金銭的報酬が議論の中心になるから、その「年間稼得分」と比較される製造業の普通の業種の職人たちの「日当賃金」として受け取られる金銭的報酬も年率に換算して考えられなくてはならないのである。要するに、スミスの《有利性均等の原理》や、ボールディングの公式を、1日当たりの率で考えるか、あるいは、年率で考えるかは、それぞれの議論の都合に応じて自由に選択されてよい事柄なのである。

第2の点は、パラグラフ (25) の末尾の原文中の動詞 'is'³⁹⁾ に付せられてある編者脚注²⁾で、その動詞が「初版から第4版までは 'are' になっている」³⁹⁾ というキャナンの注釈が述べられていることである。この脚注の場合、彼は 'are' が誤植であると明示的に述べてはいないけれど

も、スミス生前に刊行された『国富論』の諸版の校本に対する彼の一般的な態度に照らしてみると、キャナン版の本文中で第5版の 'is' が採択されているということは、そのほうが 'are' よりも適切であるという判断を暗に示しているものと受け取られてよいであろう。

キャナンのこのような編集方針は、スミスの没後に何度か刊行されてきた『国富論』のその他の編者たちの方針にくらべると、きわめて特異である。たとえば、1817年に刊行されたブキャナン版は、第5版の校本に基づくものであるから、問題の箇所は、いちおうキャナン版と同じ 'is' になっているが⁴⁰⁾、それはデイヴィッド・ブキャナンが、エドウィン・キャナンと異なっていて、第5版に忠実に従った結果として、そうなったにすぎないのである。また、1880年に刊行されたロジャーズ版では⁴¹⁾、スミスの「第4版へのまえがき」(Advertisement to the Fourth Edition)⁴²⁾ の陳述を文字通りに受け取って、第3版を『国富論』の決定版と看做しているもので、問題の箇所は 'are' となっている⁴³⁾。編者のジェイムズ・ロジャーズも、ブキャナンと同様、特定の版本に忠実に従う方針をとっているのである。そうして、最後に、1976年に刊行されて、最近、専門の研究者たちによって引照されることの多いトッド版では、ロジャーズ版とはほぼ同じ立場に立って、問題の箇所が 'are' になっていることが、とくに注目される⁴⁴⁾。もっとも、トッド版の場合には、ロジャ

40) *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*; with Notes, and an Additional Volume, by David Buchanan, 4 vols. (Edinburgh: Oliphant, Waugh & Innes, 1817), Vol. I, p. 173.

41) *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*; edited by James E. Thorold Rogers, 2 Vols. (Oxford: At the Clarendon Press, 1880).

42) *Ibid.*, Vol. I, p. xli.

43) *Ibid.*, p. 111.

44) *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*; edited by R. H. Campbell, and A. S. Skinner (General Editors), and W. B. Todd (Textual Editor),

39) Smith, *op. cit.*, p. 108n.

ーズ版と違って、それが第5版以後では‘is’に変わっている旨が脚注で指示されているのであるが、そのことは、キャナン版の場合とは違って、編者の W. B. トッドの特定の判断を示唆するものではけっしてないのである。彼は第3版の校本に忠実に従おうとしているにすぎないのである。

このように、自己の裁量をかなり自由に発揮して、スミス生前の五つの版本から決定版ともいうべきものを作り上げようという、キャナンの非常に野心的な編集方針は、『国富論』の刊行史上、例の少ないことであるが、今日の読者のなかには、問題のパラグラフ (25) におけるキャナンの判断の妥当性に疑いを抱く者は少いであろうと思われるので、この点を少し立ち入って検討してみることにしよう。

参照の便をはかって、スミスの原文をもう一度、次のような形で掲げることにする。

The lottery of the law, therefore, is very far from being a perfectly fair lottery; and that, as well as many other liberal and honourable professions, { are (Eds. 1~4) } { is (Ed. 5) }, in point of pecuniary gain, evidently under-recompenced.

この文章の { } の中の二者択一については、第5版の is のほうを採る人が圧倒的に多いであろうと推測される根拠は、今日普及している英和辞典や文法書に見られる as well as の語法の説明の仕方にある。たとえば、『研究社新英和大辞典』の該当箇所を見ると、次のように述べられている。

「as well as (1) ……と同様に、……だけでなく: He gave me clothes as ~ as food. 食べ物の外に着る物もくれた / You [He] as ~ as I are [is] wrong. 私だけでなく君

〔彼〕も間違っている。★ (1) 時に and also の意味にも用いる: French, Spanish, Italian, as ~ as some other languages フランス語、スペイン語、イタリア語、その他いくつかの言語。……」⁴⁵⁾

ここに挙げられている三つの用例は、公式的に

A as well as B

と書かれる語法が、すくなくとも次の三通りの語法に書き換えられることを示している。すなわち、

A in addition to B;

not only B, but (also) A;

A and also B.

実際の陳述の場合には、このような公式上の区別に加えて、AとBの意味内容が全体的な文脈の限定を受けるから、その文中におけるAとBの比重に多様な相違が生じるという事情がある。そして、『研究社新英和大辞典』の上掲説明中の第2の例文は、A as well as Bが主語の座に置かれるときには、そのような複雑な事情とは関係なく、述語動詞の人称と数がつねにAのそれに一致しなくてはならないかのような印象を与えるのである。それに呼応するかのようになり、今日流布している文法書の中には、たとえば、次のような説明が見られる。

「Not only ~ but (also) と as well as ~ とを比較し、主語と動詞の一致関係に注意せよ。前者は近いほうの主語に一致し、後者は遠いほうに一致する。

Not only John but also his brothers are to blame. (兄たちも悪い)

John as well as his brothers is to blame. (兄たちはもちろん、ジョンも悪い)」⁴⁶⁾

このような説明によると、A as well as B が主語の位置にあるとき、その述語動詞は無条

45) Kenkyusha's New English-Japanese Dictionary (Tokyo: Kenkyusha, 5th ed., 1980), p. 2401.

46) 江川泰一郎『英文法解説』(東京: 金子書房, 1980年版), pp. 347-348.

件でAの人称と数に一致しなければならないかのようである。われわれの問題にするスミスの原文中の“that”がこのAに相当するわけであるが、この that を the profession of law を指示する代名詞と受け取る者は、それが三人称単数であることを顧慮して、それに一致する述語動詞は、キャンソンの本文に採用されている“is”でなくてはならないと考えることであろう。

しかしながら、われわれはここで、たとえば、『小学館ランダムハウス英和大辞典』の as well as にかんする語法注意事項に次のように述べられていることに注目しなければならない。

「▶ A as well as BにおいてAのほうに重点があって主語になる場合は、述語動詞はAの人称と数に一致する：—— I as well as you was wrong. 君だけではなく私も悪かった。」⁴⁷⁾

ここに挙げられている例文の主語の位置にある語群 I as well as you の中の I と you の順序が、前掲の『研究社新英和大辞典』の例文の語順と逆になっていることに注目しよう。よく知られているように、you and I が通例の語順であることに準じて推測すると、それに逆行すること自体で、A as well as BのAのほうに重点があることが示唆されていると受け取ることができるであろう。上掲の説明に沿って考えるならば、それゆえに、その例文の述語動詞は、you に一致する were ではなくて、I に一致する was になるという理屈になるであろう。なるほど、『研究社新英和大辞典』の例文の場合でも、先行する you に重点があるから、述語動詞は are になっているわけで、じっさい、それに添えられてある訳文も「私だけでなく君も間違っている」となっていて、「君」のほうに重点があると受け取られるのである。その場合に You as well as I は Not only I but

also you に言い換えられるであろうが、しかし、as well as は and also と受け取れる場合もあって、その文章が使われる状況によっては、I を強く発声すると同時に、述語動詞がそれに呼応して、

You as well as I am wrong.

という形が成立することはないのであろうか。そのような用例を実際に確認することは筆者の手にあまるので、発声や身振りなどの特殊な状況に依存しないで、A as well as Bが主語の座にあってAに重点があるとは受け取ることのできない場合を探すことにしよう。

まず何よりも、われわれが問題にしているスミスの原文の

that, as well as many other liberal and honourable professions

がその場合に該当する。この語群が含まれているパラグラフ(25)の末尾の文章は二つの文節から成るが、その前半の文節において、一種の富くじになぞらえられるところの法曹専門職(the profession of law)がいわゆる「完全に公正な富くじ」ではないことが述べられている。その専門職(that profession)が「完全に公正な富くじ」でないということは、金銭的には報われるところが少ない(under-recompenced)ことをトートロジカルに意味するので、そのことだけを繰り返し述べることに意味がないであろう。しかし、パラグラフ(25)全体として見ると、スミスは法曹専門職だけを問題にしているのではなくて、「自由で名誉ある専門的職業」(liberal and honourable professions)一般を問題にしているのである。そのことは、やがてパラグラフ(28)で「一種の社会的売春」(a sort of public prostitution)と看做される職業の異常に高い金銭的報酬の原因が論じられるとき、いっそう際立った明瞭さを帯びることであろう。それゆえ、「自由で名誉ある専門的職業」一般が金銭的には報われることが少ないものであるという陳述でパラグラフ(25)の議論を締めくくる必要性がスミスにはあったのであ

47) *Shogakukan Random House English-Japanese Dictionary* (Tokyo; Shogakukan, 1973), Vol. IV, p. 189.

る。このような議論の流れを顧慮するならば、そのパラグラフの末尾の文章の後半の文節の主語の座にある語群の中で、法曹専門職を指示する *that* (liberal and honourable profession) よりも、むしろ、many other liberal and honourable professions のほうに、公式的に言えば、A as well as B の A よりも B のほうに重点があることは明らかであろう。

議論がいささか理屈に偏したきらいがあるので、ここでスミスの身近かにあった人物で、しかも彼の時代を代表する文章家の 1 人と看做すことのできるデイヴィッド・ヒュームの著書『イングランドの歴史』⁴⁸⁾の中で as well as という語句がどのように使用されているかを見ることにしよう。ちなみに、この書物の中には、たとえば、第 I 章の最初の 20 ページにわたる「ブリトン人——ローマ人——ブリトン人——サクソン人」の四つの節の中に、すくなくとも 6 例が見出されるように、きわめて高い頻度で as well as が使用されている。その理由の一つは、ヒュームがある事象に影響を及ぼした要因をつねに複数個考えるとともに、またある事象が及ぼす影響の経路も複数個考えるという複線的な思考法をとっていることに求められるであろう。以下、ヒュームの文章を 6 例引用するけれども、それらのうち番号の右肩に *印を付してある (iii) と (v) は、直接的には、as well as の用例ではない。

(i) The religion of the Britons was one of the most considerable parts of their government: and the Druids, who were their priests, possessed great authority among them. Beside ministering at the altar ……; they decided all controversies among states *as well as* among private persons …… (David Hume, *The History*

of England, Liberty Classics, Vol. I, p. 5)

(ii) Aetius, the patrician, sustained, at that time, by his valour and magnanimity, the towering ruins of the empire, and revived for a moment among the degenerate Romans the spirit, *as well as* discipline, of their ancestors. (*Ibid.*, p. 13)

(iii)* The Britons, thus rejected, were reduced to despair, deserted their habitations, abandoned tillage, and flying for protection to the forests and mountains, suffered *equally* from hunger *and* from the enemy. (*Ibid.*, p. 14)

(iv) These conquerors were chiefly composed of three tribes, the Saxons, Angles, and Jutes, who all passed under the common appellation, sometimes of Saxons, sometimes of Angles; and speaking the same language, and being governed by the same institutions, they were naturally led, from these causes, *as well as* from their common interest, to unite themselves against the ancient inhabitants. (*Ibid.*, p. 20)

(v)* This heresy was condemned in the council of Francfort, held in 794, and consisting 300 bishops. Such were the questions which were agitated in that age, and which employed the attention, *not only* of cloistered scholars, *but* of the wisest and greatest princes. (*Ibid.*, pp. 42-43)

(vi) The Danes had been established during a longer period in England than in France; and though the similarity of their original language to that of the Saxons invited them to a more early coalition with the natives, they had

48) David Hume, *The History of England* (London: T. Cadell, 1778), reprinted in Liberty Classics, 6 vols. (Indiana: Liberty Fund Inc., 1983). 以下、引用はこのリブリント版から。

hitherto found so little example of civilized manners among the English, that they retained all their ancient ferocity, and valued themselves only on their national character of military bravery. The recent, *as well as* more ancient achievements of their countrymen, tended to support this idea; (*Ibid.*, p. 115)

上掲の例文 (i) に含まれる語群 among states as well as among private persons において, among states のほうに重点があることは, 引用第1センテンスの陳述の内容から容易に判断できるであろう。それゆえ, 好むならば, その語群に当たる箇所を, not only among private persons but also among states と書くことも, ヒュームにはできたわけである。しかし, その二者択一については, 語数の少ない among states を先に立てるほうが, 明らかに座りがよいから, ヒュームの選択が適切であることはいうまでもないであろう。

上掲例文 (ii) の語群 the spirit, as well as discipline の場合も, the spirit のほうに重点があると受け取る向きもあるとは思われるけれども, その比重の差は例文 (i) の場合よりもはるかに小さくて, この場合には, the spirit and also discipline と受け取ることが許されるかもしれない。そうして, その次のページに現われる例文 (iii) の中の語群 equally from hunger and from the enemy は, それとは逆に, from hunger, as well as from the enemy と書けば, 書くこともできるところである。しかし, このあたりでもヒュームは as well as を多用しているのであるから, ここで equally and を使うことができるならば, 単調さを避ける意味できわめて適切というべきであろう。

次に, 上掲例文 (iv) 中の語群 from these causes, as well as from their common

interest の場合は, 例文 (ii) の場合以上に A と B の比重の秤量には微妙なところがあって, 的確な判断を下すことがきわめて困難である。しかし, 例文 (i) の場合に準じることが許されるならば, not only from their common interest, but from these causes と書くことができるかもしれない。もっとも, そうするならば, 語数の多い from their common interest が前に出て言葉の座りが悪くなるばかりでなく, these causes が先行する陳述から遠くなり過ぎるという不都合も生じる。それゆえ, この場合にヒュームが as well as を用いているのはやむをえないところであったろうと推測されるのである。それとは逆に, 例文 (v) の末尾の語群 not only of cloystered scholars, but of the wisest and greatest princes を

of the wisest and greatest princes, as well as of cloystered scholars と書くのも, 語数の多いほうが先行して言葉の座りが悪いという欠点があるであろう。

さて, 最後の例文 (vi) がわれわれの問題に直接に関係する事例である。その末尾の文章に属する語群 The recent as well as more ancient achievements of their countrymen が, その主語の座を占めているからである。もっとも, この場合, 述語動詞 tended の形から, それが The recent (achievement) に一致しているのか, あるいは more ancient achievements に一致しているのかを判別することは, 残念ながらできない。それゆえ, この事例は疑いの余地を残さない証拠とはなりえないけれども, その語群の構造から一つの推論を試みることは可能である。すなわち, A as well as B の公式の A の位置にある The recent からは achievement という語が省略されているため, B の中に含まれる achievements という複数形の名詞が, 主語の座にあるこの語群の中で最も基本的な成分となり, その名詞に最大の重点があると推論することができ

る。

ヒュームの例文 (vi) のこの語群に、われわれの問題にしているスミスのパラグラフ (25) の語群

that, as well as many other liberal and honourable professions

を重ね合わせてみると、両者の構造がきわめて類似したものであることはすぐにわかることである。とくに、後者の that を指示代名詞ではなく、指示形容詞であると見るならば、両者の構造は完全に一致し、その結果、前者について行なった推論が後者にもそのまま適用されることになる。それゆえ、後者の語群の中で、公式 A as well as B の A の位置を占める that よりも、B 中の複数形の名詞 professions のほうに重点のあることが、その語群の構造からも決定できるのである。その結果は、すでに説明した議論の全体的な流れからする推論の結果とも一致するのである。

最後に、『国富論』が口述筆記によって作られた作品であるという、よく知られている事実を考えに入れておくことにしよう。キャナン版『国富論』が1904年に初めて刊行される9年前に、ジョン・レーの『アダム・スミス伝』が公刊されている⁴⁹⁾。その第 XVI 章「カーコールドィ」はスミスがバックルー公爵のグランド・ツアーを終えて帰英した翌年にあたる1767年から、『国富論』の草稿を完成してロンドンに出る1773年までの時期を扱っているが、その章の末尾に次の一節が見られる。

「彼がその著作に持続的に取り組んだことは、ロバート・チェムバーズの『スコットランドの情景』(Robert Chambers, *Picture of Scotland*) の記述によると、彼の書斎の壁面にしるしを残したのであり、そうして、そのしるしは、チェムバーズがそれを書いた少し前にその部屋が塗りがえられるまで、そこに残っていたということである。チェムバーズの言うに

は、[・][・][・][・] 立ったまま文を作り、そうして、それを筆記者に口述するのがスミスの習慣であった。彼は、いつも背を火に向けて立ち、そうして、思案の最中に無意識のうちにその煖炉の上の壁に向けて彼の頭を水平に振るというよりも、むしろこすりつけたものであった。その時代の通常スタイルに従ってポマード (pomatum) で整髪されていた彼の頭は、間違いなく、その壁にしるしをつけることができたのである。

スミスは『国富論』を口述したが、しかし、『道徳感情論』は口述によるものではない、とマカロック (M'Culloch) は述べている。彼がこのような主張をするにあたって何か外的な根拠 (external ground) があるのかどうか、私にはわからないが、このようなことは別として、もしもスミスが『国富論』と同じように、エディンバラでの彼の講義を口述筆記させた——それはありうることにように思われるが——とするならば、彼は『道徳感情論』についても同じことをしたであろうということには推測の余地があるように思われる。しかし、マカロックは、記述法上のこのような違いの内的な証拠 (internal evidences) を、それぞれの著作の文体の相違に見ることができると主張している。ムーアがロングマン家の晩餐会でマカロックに会ったとき、そこに集った人々は作文しながら口述する習慣を有する作家たちについて議論をしていた。その中の1人が、口述の習慣はつねに散漫な文体 (a diffuse style) を生み出すと述べたのであるが、そのとき、マカロックはこの意見を支持して、アダム・スミスの例を挙げた。スミスの『国富論』は口述されたものであるがゆえに非常に散漫になっているが、他方、彼の『道徳感情論』は口述されたものではないので、その文体はすばらしいものになっているとマカロックは述べたのである。しかし、ほんとうのところを言うと、おそらく、『道徳感情論』のほうが『国富論』よりも散漫な著述 (more diffuse writing) になっているかもしれない。というのは、『国富論』は全体的に見て、十分緊

49) John Rae, *Life of Adam Smith* (London: Macmillan, 1895).

密に内容がつめ込まれているからである。もう1人のスコットランド人の批評家、年長のアーチボルド・アリソン (Archibald Alison the elder) は『趣味にかんするエッセイ』(*Essay on Taste*)の著者であるが、彼はこのような口述の習慣の効果を探り当てるうえでの鋭敏さにおいてはマカロックを上回ってさえいる。彼によると、スミスは口述しているとき、その部屋の中を行きつ戻りつ歩いたものであり、そうして、その結果として、スミスの文章はすべてほぼ同じ長さになっていて、それらの一つ一つは、その著者が一往復する間に筆記者の書き留めることのできた言葉をちょうど含んでいるというわけである⁵⁰⁾。これは鋭敏さが行き過ぎている。スミスの文章は、けっして、全部が同じ長さでもなければ、また全部が同じ構造になっているわけでもない。ただ、付け加えておく必要があるのは、口述の習慣は、スミスの場合には、彼の書字能力が時間と労力を要するものであったことから、自然的に生じたものであろうということ (that the habit of dictating would in his case arise naturally from his slow and laboured penmanship.) である。⁵⁰⁾

この一節の中で触れられているロングマン家の晩餐会でのエピソードは、シンクレアの著書『古き時代と遠き場所』に依拠するものであることが、その脚注¹⁾に記されてある⁵¹⁾。それゆえ、レーは、ここでは、チェムバーズとマカロックとシンクレアの証言を参考にして、彼自身の胸中にあるスミスの人物像の一面を描いているわけである。それにしても、彼の陳述の基調は、『国富論』のみならず『道徳感情論』も口述筆記されたと推測する余地があるというほのめかしと、そうして、スミスの口述の習慣が彼自身の劣弱な書字能力に由来するというレー自身の固定観念の表明によって打ち出されていることを見落とすわけにはいかないであろう。レー

が、そのような憶測の域を出ない主張をここでかくも断定的に述べることができたのは、おそらく、彼が同じ著書の第Ⅲ章「オクスフォード」において、伏線を敷いていたからであろう。すなわち、彼はこう述べていたのである。

「彼が大学に入学を許可されたのは7月7日であった。オクスフォード在住中のスミスについて、今日、公式記録から知ることのできる数少ない事項を集めたことのあるサロルド・ロジャーズ教授は、*“Adamus Smith e Coll. Ball., Gen. Fil. Jul. 7 mo 1740”*¹⁾ という入学手続きの記載をわれわれに示し、そうして、それが丸い学童ふうの筆跡で (in a round school-boy hand) 書かれていると述べている——そうして、われわれはスミスがその筆跡の型を終生、保持し続けたことを言い添えることができる。彼自身は、経験を積んでも文学的作文が容易になることはけっしてなかったと述懐した。一見して明らかに、書字もそうなることがけっしてなかったのである。彼の書簡は、すべて、それと同じ大きな丸い文字で (in the same big round characters) 書かれていて、それらは明らかに、遅々とした、手間のかかる、注意深い手順によって (by a slow, difficult, deliberate process) 綴り合わせられたものである。⁵²⁾

この一節の中でスミスの筆跡とされる語句は、ロジャーズ版『国富論』の「編者序言」(Editor's Preface) から引用されたものであることがレーの脚注¹⁾に記されているので、われわれはロジャーズ自身の記述がどのようになされているかを見ておくことにしよう。ロジャーズ自身は次のように述べている。

「アダム・スミスは6年以上もの間、オクスフォードに滞在したのである。彼の入学許可手続きのさいの彼の署名、すなわち、*‘Adamus Smith e Coll. Ball., Gen. Fill.’* と、日付 *‘Jul. 7^{mo} 1740,’* は丸い学童ふうの筆跡で書かれてある。私は、いまなおベリオール・カレッ

50) *Ibid.*, pp. 260-261.

51) *“Sinclair's Old Times and Distant Places, p. 9,”* *ibid.*, p. 261n.

52) *Ibid.*, pp. 18-19.

ジに保存されている食料室帳簿 (the Buttery Books) を調べてみて、彼が入学許可以後、1746年8月15日に至るまで、中断することなくオクスフォードに滞在していたことを発見している。というのは、この期間中、彼はカレッジの食料室から食事の支給を受けていたから (for during this time he drew his commons from the college buttry) である。⁵³⁾

ここでロジャーズがスミスの署名のありようを「丸い学童ふうの筆跡で」と描写するとき、彼の胸中にはスミスへのなつかしみの情があるのであって、レーが想像するような事柄と結びつくような内容のことは少しも含蓄されていないのである。ロジャーズのその語句を、レーの議論の文脈の中にそのまま移し変えることは、意味のすりかえにはかならない。

しかし、レーの伏線には、もう一つの、そうして、もっと強力と思われる証拠が置かれている。それは、上掲の『アダム・スミス伝』からの引用文中に「エディンバラでの彼の講義を口述筆記させた」と述べられていることの証拠になるもので、その第Ⅳ章「エディンバラの講師」(Lecturer at Edinburgh) と第Ⅴ章「グラスゴー大学の教授」(Professor at Glasgow) で再度にわたって提示されている。前者は、オクスフォード留学からスコットランドに戻ってきたスミスが、1748年から1750年にかけてエディンバラで過ごした一時期を扱っているが、その時期、スミスは25から27歳であった。そこで、レーは次のように述べている。

「じっさい、彼はすでに、彼の真の天職を発見し始めていたのである。というのは、英文学にかんする彼の講義を、彼は三冬連続して行なったのであるが、それらに加えて、経済学の課程をすくなくとも一冬にわたって講義したからである。そうして、1749年に執筆され、1750年から1751年にかけて講義されたこの課程の中でスミスは、ハッチソンによって教えられ、やが

て彼自身が広めるうえで多大の貢献をすることになるところの商業的自由の学説 (the doctrine of commercial liberty) を提唱したのである。彼はこの事実を、1755年にグラスゴーのある学会で報告した論文の中で自ら述べている。そうして、その論文は後になってデュガルド・ステュワート (Dugald Stewart) の落手するところとなり、ステュワートはそれから一節ないし二節を抜粋するのであるが、私もそれらを次の章で引用するであろう。それらは、確かに、自然的自由の学説 (the doctrine of natural liberty) の十分に簡潔な陳述を含んでいる。そうして、スミスは次のように述べるのである。すなわち、この論文の中に含まれている意見の大部分は、《私がいまなお手元に持っているところの、そうして、6年前に》——すなわち、1749年に——《私のもとから去った一書記の手によって筆記されたところの若干の講義の中で詳しく論じられ》(“treated of at length in some lectures which I have still by me, and which were written in the hand of a clerk who left my service six years ago”——that is, in 1749——) たのである。そうして、彼はこう付け加えるのである。《それらはそれらのすべてが、エディンバラで私がそこを去る前に行なった講義の主題になっていたものであり、そして、私はその地と当地の双方から、それらが私のものであることを十分に確証してくれる無数の証人を挙げることができる》⁵⁴⁾と。⁵⁴⁾

この一節の末尾のスミスの論文からの引用文に付けられてあるレーの脚注¹⁾に、

“Stewart's Works, ed. Hamilton, Vol. X, p. 68.”⁵⁵⁾

とあるように、それはデュガルト・ステュワートの『全集』から引用したものであるが、レーが上で予告しているように、それは第Ⅴ章「グラスゴー大学の教授」で再度、引用されるので

53) *The Wealth of Nations*, Rogers' edition, Vol. I, p. vii.

54) *Rae, op. cit.*, p. 36.

55) *Ibid.*, p. 36n.

ある。そこでレーは次のように述べている。

「ステュワートは『国富論』の中の最も重要な意見のうちの多くのものがこの文書の中で詳しく述べられていると言っているが、しかし、彼は次の一節しか引用していないのである。

——《人間は、一般に、政治家や企画者たち (statemen and projectors) によって一種の

政治機械工学 (political mechanics) の材料と看做される。自然が人間のかかわる事柄に作用を及ぼす [her operations on human affairs] 過程において、企画者たちは自然を妨害するのである。そうして、自然がその計画を成就することができるように、自然をそのままにしておくこと [to leave her alone], そして、自然がその目的を追求するさいに自然に正当な役割を与えてやること以上のものは何も必要ではない。……平和と軽い課税と、そうして我慢できるほどの司法制度 (peace, easy taxes, and

a tolerable administration of justice) 以外には、国家を最低の野蛮な状態から最高の富裕な状態へと運んで行くために、ほとんど何も必要とされない [Little else is required to carry a state to the highest degree of affluence from the lowest barbarism] のである。そうして、その他のすべてのことは自然の成り行き (the natural course of things) によって生み出される。この自然の成り行きを歪め、事柄を別の方向に押しやり、あるいは、社会の進行をある点で押し止めようと努力するところの、あらゆる政府は不自然 (unnatural) なものであり、そうして、自らを維持するために、抑圧的かつ専制的にならざるをえないのである。……この論文の中に述べられてある意見の大部分は、私がいまなお手元に持っているところの、そうして、6年前に私のもとから去った一書記の手によって筆記されたところの若干の講義の中で詳しく論じられている。それらは、それらのすべてが、グラスゴーで私が過ごした最初の冬に初めてクレイギー氏のクラスを教えた時以降、現在に至るまで、何も大きな変

更なしに [without any considerable variations] 私の講義の一定不変の主題となっていていのである。それらは、それらのすべてが、エディンバラで、私がその地を去る前の冬に行なった講義の主題となっていたものであり、そうして、私はその地と当地の双方から、それらが私のものであることを十分に確証してくれる無数の証人を挙げることができる。》⁵⁶⁾

話が瑣末にわたるが、レーの引用は必ずしも正確なものとは言い難く、数箇所における句読点の変更のみならず、上掲引用文中に [] でくくって示した語にかかわる変更が行なわれている。参考のために、以下に、ステュワートの原文を掲げてみよう。彼は、その『全集』に収載されている論稿「アダム・スミス博士の生涯と著作の説明」⁵⁷⁾の中で、次のように述べていのである。

Many of the most important opinions in *The Wealth of Nations* are there detailed; but I shall quote only the following sentences: — “Man is generally considered by statemen and projectors as the materials of a sort of political mechanics. Projectors disturb nature in the course of her operations in human affairs; and it requires no more than to let her alone, and give her fair play in the pursuit of her ends, that she may establish her own designs.” — And in another passage: — “Little else is **requisit** to carry a **State** to the highest degree of **opulence** from the lowest barbarism, but peace, easy taxes, and a tolerable administration of justice; all the rest being brought about

56) *Ibid.*, pp. 62-63.

57) Dugald Stewart, ‘Account of the Life and Writings of Adam Smith, LL. D.’, in *The Collected Works of Dugald Stewart, Esq., F. R. S. S.*, edited by Sir William Hamilton, Vol. x, pp. 5-98.

by the natural course of things. All governments which thwart this natural course, which force things into another channel, or which endeavour to arrest the progress of society at a particular point, are unnatural, and to support themselves are obliged to be oppressive and tyrannical. …… A great part of the opinions,” he observes, “enumerated in this paper, is treated of at length in some lectures which I have still by me, and which were written in the hand of a clerk who left my service six years ago. They have all of them been the constant subjects of my lectures since I first taught Mr. Craigie’s class, the first winter I spent in Glasgow, down to this day, without any considerable variation. They had all of them been the subjects of lectures which I read at Edinburgh the winter before I left it, and I can adduce innumerable witnesses, both from that place and from this, who will ascertain them sufficiently to be mine.”⁵³⁾

このステュワートの原文中で、われわれが太字で示した箇所に、レーの変更が見出されるであろうが、それらの変更は文章の意味を変えることがないという意味において、瑣末な事柄である。これらの文章の中に表われているスミス自身の関心の所在と、そうして、『アダム・スミス伝』の第V章の当該箇所におけるレーの関心の所在は、共に、「自然的自由の学説」をスミスが「エディンバラの講師」の時期にすでに提唱していたという事実の立証にあることは明らかであろう。そうして、その文脈の中で、スミスが「6年前に私のもとから去った一書記の手によって筆記されたところの若干の講義」(some lectures …… which were written in the hand of a clerk who left my service six

years ago) と述べるとき、その「筆記」なるものが、後年、カーコールドィの自宅の書斎で行なわれる『国富論』草稿の口述筆記と同じ種類のことを指すか否かには、若干の疑問の余地が残るのである。その書記はスミスの書斎で一对一の形で口述筆記をしたとは必ずしも断定することはできず、たとえば、講義が行なわれている場で、その他の聴講者たちにまざって、それを筆記したかもしれないと考えられるであろう。そうして、むしろ、20代前半のスミスと40代後半のスミスとの間では、執筆活動のあり方にかなりの相違が見られて当然であろう。後者のスミスはパリの上流の知識人たちとの交際を通して彼らのライフ・スタイルの一端に親しく触れるところがあったであろうし、また、バックルー公爵から支給される年金を基盤にする静穏なカーコールドィでの執筆生活は、パリでの知見を生かした新しいライフ・スタイルを試す場でもあったであろう。それゆえに、口述による『国富論』草稿の作成は、それ以前のいかなる執筆方法とも異なる、新しいライフ・スタイルの一面面であったとも推測することが可能なのである。

このように、レーの記述自体には若干の疑問の余地がありうるものの、『国富論』の執筆にあたりスミスが口述筆記の方法に大きく依存したという事実は十分に受け容れることのできるものである。チェンバーズの述べるように、立ったままであったにせよ、あるいは、アリソンの言うように、往ったり来たり歩きながらであったにせよ、スミスは彼の文章を口述したのである。

さて、そこで、われわれは好みに応じて、スミスがパラグラフ(25)の末尾の問題の箇所を口述する情景を想像してよいであろう。彼はまず、

“and that, as well as many other”

と述べた後、一段と強勢を置いて、

“liberal and honourable professions”

と発声したことであろう。そのパラグラフの議

58) *Ibid.*, p. 68.

論の流れからしても、この後者の語群に大きな意味があることは、すでにわれわれの述べたところである。そのとき、“professions”という語の人称と数が、それに続く述語動詞の人称と数に強く作用して、スミスが“are”と続けることになったのは、きわめて自然な流れであつたろうと推測されるのである。そうして、その“are”は初版のみならず、3度の改訂を経た第4版までも保持されたのである。その後、残り少ない人生を悟って、『国富論』の改訂から『道徳感情論』の最後の改訂へと重点の置きどころを大きく移したスミスが、第5版で意図的に“are”を“is”に変更するとは、きわめて考えにくいことである。しかし、印刷者によって選定された練達の校正者であれば、先行する“that”を指示代名詞と読み取って、それに最大の重点を置き、それに呼応するものとして、ちゅうちょすることなく、その述語動詞の形を“is”に改めることができたであろう。もしもそうであったとするならば、この点にかんしてエドウィーン・キャンナンのしたことは、アダム・スミスの感性によりも、むしろ、この練達の校正者の固定観念に、より強い共感を抱くことであったのである。

LXV

議論を本筋に戻して、パラグラフ(26)以下を見ることにしよう。パラグラフ(25)では、成功の確率がきわめて低い「自由で名誉ある専門的職業」の金銭上の報酬が見かけ以上に低いことが述べられたのである。とするならば、全体的な有利性のバランスをとるために、それらの専門的職業の、いわば《非貨幣的な有利性》を大きくしている事情は何か。これがわれわれの到達していた問いであった。スミスは次のように述べている。

「(26) それらの専門的職業は、しかしながら、その他の職業に対して、それら独自の地位を保持しているのであり、そうして、上述のよ

うな不利な事情があるにもかかわらず、最も心の寛い自由な精神の持主たちがそれらに殺到するのである。(Those professions keep their level, however, with other occupations, and, notwithstanding these discouragements, all the most generous and liberal spirits are eager to crowd into them.) それらの職業が好まれることに寄与する二つの原因がある。第1は、それらの職業のどれかで卓越することに伴う名声への欲望(the desire of the reputation), そうして、第2は、あらゆる人が自己の能力に対してのみならず、自分自身の好運に対して、多かれ少なかれ抱いているところの自然的確信(the natural confidence …… in his own good fortune)である。

(27) 少数の人々だけがやっと普通の水準に達するような専門的職業ならどれであっても、そこで傑出することは天才もしくは名人と呼ばれる者であることの、きわめて決定的な証拠になる。このような抜群の能力に伴う社会的賞讃は、つねに彼らの報酬の一部分なのである。彼らの報酬は、社会的賞讃の度合の高低に応じて、大きくも、また、小さくもなるものである。社会的賞讃は、医術という専門的職業におけるそのような報酬のかなり大きな部分になっている。そうして、弁護士の場合には、おそらく、なおいっそう大きな部分になり、詩と哲学の分野では、ほとんど全体を占めるのである。」⁵⁹⁾

蛇足ながら、まず、パラグラフ(26)の第1センテンスに、英文解釈上の注釈を付けておこう。その文章の前半の文節の意味は、従来の邦訳書の一つに見られるように、それらの専門的職業が、何らかの意味において、「他の職業と同等である」(on a level with other occupations)ということではない。そうではなくて、「自由で名誉ある専門的職業」はその他の職業に対して、社会的に独自の地位(their

59) Adam Smith, *The Wealth of Nations*, edited by Edwin Cannan, Vol. I, p. 108.

level) を保持しているということなのである。じっさい、「顧問弁護士の手数料」(the fees of counsellors at law) は他の職業の賃金にくらべれば「法外な」(extravagant) ものにさえ見えるのであった。しかし、その業務で身を立てるまでに、彼自身ののみならず、失敗に終わった多数の競争者たちの学習の経費と労力を顧慮するならば、《有利性均等の原理》の公式の「Aの貨幣的有利性」の項の大きさは、「Aの非貨幣的有利性」の項の助けを借りなければならないほどのものでしかないのであった。パラグラフ (26) の第1センテンスの後半の文節にある「上述のような不利な事情」(these discouragements) とは、その公式の「Aの貨幣的有利性」がそれほどの大きさでしかないということを指しているのである。

さてそこで、《有利性均等の原理》の公式のバランスをとるためには、「Aの非貨幣的有利性」の項を大きくする事情が考えられなくてはならない。スミスは、パラグラフ (26) の後半に述べているように、その原因をこれらの「自由で名誉ある専門的職業」に殺到する若者たちの性質の中に見出すのである。スミスによれば、まず第1に、「それらの職業のどれかで卓越することに伴う名声への欲望」(the desire of the reputation which attends upon superior excellence in any of them) がこれらの若者たちにおいて並はずれて強力なのである。彼がここで「それらの職業のどれかで」と述べているのは、「自由で名誉ある専門的職業」のうちのいくつかのものの間には、選択の自由の余地がかなりあることを示唆しているのである。

われわれは、かつて、ジェイムズ・ミルの生い立ちをかなり詳しく紹介したことがある⁶⁰⁾。彼はサー・ジョン・ステュアートの夫人ジェイ

ンの庇護のもとにエディンバラ大学で法学と神学の二つの専門的職業のための準備教育の課程を修めたのであった。彼は、その後、一度は聖職への道を選らんだのであるが、説教師として成功を収める見込みのないことが早くから明らかとなり、やがてロンドンに出て、その当初は法律の専門職につくか、あるいは法学の個人教授で暮らしを立てることを考えた時期もあったのである。スミスがパラグラフ (26) と (27) の文章を口述した時、彼の心のうちに浮かんでいた若者たちの映像は、時代こそ下るものの、青年期のジェイムズ・ミルによって象徴されるような映像であったであろう。

そうして、それは若き日のスミス自身の映像とも重なり合うのである。グラスゴー大学の学生であった17歳のスミスが、オクスフォードのベリオル・カレッジに留学するべく受けたスネル奨学金 (Snell exhibitions) は、もともと、その受領者に「聖職につき、そうして、スコットランド教会に奉仕するために戻って来ること」("to enter holy orders and return to serve the Church in Scotland")⁶¹⁾ を義務づけるものであった。レーは、スミスがオクスフォードを去る時期の状況を推測して、次のように述べている。

「スミスは1746年8月にスコットランドに戻って来たが、しかし、彼の名前は彼の去った後も二・三箇月の間オクスフォードの帳簿の上に残っていたのであって、このことは彼が去るにあたって、再びオクスフォードに戻らないという最終的な決意に達してはいなかったことを、明らかに示している。彼の故郷の友人たちは、彼がオクスフォードに在学し続けるべきであると、非常に気をもんでいたといわれている。そうすれば、友人たちが彼の進むべき道であると信じていたところの聖職者としての経歴 (the ecclesiastical career) の、あるいは、彼にとって天の配剤であったところの大学人としての経歴 (the university career) のいず

60) 拙稿「賃金基金説の系譜について (3)」本誌第34巻第3号 (1984年12月) pp. 152 (432)-173 (453), とりわけ, pp. 154 (434) 156 (436) を見よ。

61) Rae, *op. cit.*, p. 16.

れにおいても、最善の機会が彼に開けるように思われて当然であったからである。]⁶²⁾

スミスは、結局、オクスフォードに戻る事がなかったの、そのような「最善の機会」に遭遇することはなかったのであるけれども、若き日の彼にも「自由で名誉ある専門的職業」のどれかで成功を収める道を選択する場面が何度かはあったことであろう。

さて、スミスは、「自由で名誉ある専門的職業」に殺到する若者たちの性質として、第2に、「あらゆる人が自己の能力に対してのみならず、自分自身の好運に対して、多かれ少なかれ抱いているところの自然的確信」(the natural confidence which every man has more or less, not only in his own abilities, but in his own good fortune)を挙げている。スミスの陳述は、そのような確信が「あらゆる人」にあることを強調しているようであるが、ここではもちろん、「自由で名誉ある専門的職業」に殺到する若者たちが、並はずれて強い確信を抱いていることが示唆されているのである。

このような人々の激烈な競争の結果として、きわめて低い確率で達成される成功には、スミスがパラグラフ(27)で述べるように、「社会的賞讃」(the public admiration)が伴ない、それがボールディングの公式の左辺第1項の「Aの非貨幣的有利性」を大きくすることに貢献しているのである。スミスによれば、この意味での「Aの非貨幣的有利性」は、「医術の専門的職業」(the profession of physic)の報酬の中で「かなり大きな部分」(a considerable part)になっており、「法律のそれ」(that of law)の報酬の中では「なおいっそう大きな部分」(a still greater)になり、そうして、「詩と哲学」(poetry and philosophy)においては、「ほとんどすべて」(almost the whole)になっているというのである。このような順序づけは、一つには、それを「Aの貨幣的有利性」の面について見れば、逆転するわけであろう。すなわち、

現代のわが国のみならず、当時のイギリスにおいても、まず第1に、医師の金銭的取得分(pecuniary gains)が最も大きく、その次に、顧問弁護士のそれが続き、そうして、最後に、詩人や哲学者たちのそれはほとんど無に近いと見られていたわけであろう。

そこで再び「Aの非貨幣的有利性」の項に目を戻すと、医師の金銭的取得分がその他の専門的職業のそれよりも高い分だけその項の重みが少なくなる事情の一つについて、レーの『アダム・スミス伝』に面白い記述が見られるので、それを紹介しておこう。彼は、スミスがカーコールディで『国富論』の草稿をほぼ口述し終わろうとしていた頃のエピソードの一つを次のように記している。

「プルトニーが東インド会社の雇用の口にスミスの名前を挙げていた頃、ミューア男爵はハミルトン公爵の家庭教師としてスミスの奉仕を確保しようと試みていた。そうして、スタンホープ卿もその被後見者である若きチェスターフィールド伯爵の家庭教師の地位をスミスに申し出ていたようである。ミューア男爵は若きハミルトン公爵(美しいガニング嬢の令息)の後見人の一人であって、その資格において、ダグラス大訴訟を起こし、そして、それをたたかって行くうえでの主たる責任の持主であった。彼は非常に明敏で有力な人物であって、その彼がヒュームやオズワルドと経済学の問題について文通しているのをわれわれは見てきたのである。そうして、彼はまた、長期にわたってスミスと私的な親交があって、1772年には彼は、スミスがかつてバックルー公爵とともに外国に行かされたように、スミスをハミルトン公爵に伴なって外国に行かせようと心をくだいていたのである。この件について、スミスは打診されただけでなく、好意的な返事と取られるところのものを与えてさえいたように見える。というのは、ミューアとともに公爵の共同後見人であったアンドリュー・ステュアートが——文字通りに引用すれば——「スミス氏を獲得できる可能性を

62) Ibid., pp. 28-29.

通知する」ミューアの書簡を落手したと書いてあるからであるが、しかし、公爵の母堂(当時、アーガイル公爵夫人)と公爵本人は『ゼルユーコ』(*Zelucco*)の著者であるドクター・ジョン・ムーアのほうを採ったのである。ドクター・ムーアは公爵家の付添医師(the family medical attendant)であり、そうして、じっさい、彼の非常に虚弱な可愛い坊っちゃんに、その資格で対することができるという理由から選ばれたのである。もっとも彼は、その《ドクター》の肩書きをはずすよう厳しく要求されたのであり、じっさい、ジュネーヴで外科手術の手伝いをしたかどで、公爵夫人から強く譴責されることになるのであった。その理由は、彼が医師であることが知られるならば、彼らが上流社会で受け容れられる妨げになるであろう(if it got known that he was a medical man it would be a bar to their reception in the best society) からということであったのである。⁶²⁾

この末尾の文章で述べられている事情は、他の事情にして等しいかぎりにおいて、哲学者の場合よりも医師の場合に、公式の中の「Aの非貨幣的有利性」の項を小さくすることに貢献するものと考えられてよいであろう。

さて、パラグラフ(26)と(27)の議論を全体的な文脈の中で見ると、「自由で名誉ある専門的職業」の「非貨幣的有利性」に直接的に寄与する要因は、第5の事情の見出しにある「成功の確率の大小」(the probability or improbability of success)ではなくて、成功が自己の才能の証明を意味するという固定観念の枠の中で人間が享受する自己実現の歓びなのである。そのさい、成功の確率が小さければ小さいほど、自己実現の歓びは大きくなるであろう。専門的職業における成功の確率と自己実現の歓びとの間に考えることのできるこのような相関関係に議論を限定するかぎりにおいて、その職業における成功の確率が小さければ小さいほ

ど、その雇用の「非貨幣的有利性」は大きくなるであろうから、《有利性均等の原理》の成立を前提するかぎりにおいて、その雇用の金銭的取得分は小さくなると考えることができるであろう。キャナンが第5の事情にかんする§1-viの最初のパラグラフ(24)に付した編者脚注で、スミスの議論を、

「すなわち、金銭上の賃金は(大きな取得分と小さな取得分をならして平均してみると)高い賞金と多くの空くじがある業種において、より低くなる。高い賞金の一つを獲得する可能性が非常にわずかながらあるということが、《小さな金銭上の取得分を、人々の想像の中で補償する》事情の一つなのである{that pecuniary wages are (on the average, setting great gains against small ones) less in trades where there are high prizes and many blanks. The remote possibility of obtaining one of high prizes is one of the circumstances which 'in the imaginations of men make up for a small pecuniary gain.' }⁶³⁾

と要約したのは、スミスの議論の中でこのような限定を加えた場合に含蓄される一つの局面を抽出したにすぎないのである。もちろん、スミス自身はそのような限定された命題がそのままの形で、《商業的社会》を構成する「自由で名誉ある専門的職業」の金銭的取得分に顕著に見られる格差の説明に適用できるとは考えていないはずである。なるほど、彼がパラグラフ(27)の後半で、医師、顧問弁護士、そうして、詩人と哲学者の順序にしたがって、それらの職業で彼らが受ける報酬(their reward)の中に占める《非貨幣的有利性》の部分の比重が大きくなって行くと述べる裏には、それらの職業での成功の確率とその順序にしたがって小さくなって行くという含みがあると受け取ることができないわけではない。じっさい、その陳述には哲学者としての自己の才能に対するスミスの自負

62) *Ibid.*, pp. 258-259.63) Smith, *op. cit.*, p. 107n.

が表われていると見ることもできるのである。しかしながら、自己実現の欲びの大きさを左右する要因は、それらの職業における世俗的な成功の確率の大小だけでないことを最もよく知る人々の一人がはかならぬスミスであることは、彼の生涯の全体的なありかたがこれをよく立証しているのである。「抜群の能力に伴う社会的賞讃は、つねに彼らの報酬の一部」であり、そうして、それは「詩と哲学の分野では、ほとんど全体を占める」とスミスが述べるとき、それは彼自身の感懐の正直な表明であったにちがいないけれども、それは彼の経済理論を通じて、医師や顧問弁護士としての成功の確率のほうが、詩人や哲学者としての成功の確率よりも大きいということを意味するとは、かならずしもかぎらないのである。

以上で、第5の事情をめぐるスミスの議論の第1段階の紹介を終わる。スミスは、その議論の第2段階で、自己実現の欲びがそれらの雇用の《非貨幣的有利性》を支える要因であるにしても、「自由で名誉ある専門的職業」とは社会的地位を異にする業種の雇用の場で金銭的報酬を高める別の要因が存在することを指摘するのである。

(28)「ある種の非常に快く美しい才能があって、それらの才能を持っていることが一種の賞讃 (a certain sort of admiration) を獲得することになるが、しかし、その才能を利得のために行使することは、理性あるいは偏見のいずれによるにせよ、一種の社会的売春行為 (a sort of public prostitution) と看做されている。それゆえ、それらの才能をこのような仕方で行使する人々の金銭的報酬 (the pecuniary recompence) は、その才能を習得するための時間、労苦、および経費を償うばかりでなく、また、生計の手段としてその才能を行使することに伴う不名誉 (discredit) をも償うに足るものでなくてはならない。俳優、オペラ歌手、オペラ・ダンサーなどの途方もない報酬は、それらの二つの原理、すなわち、その才能の稀なこ

とと美しいこと (the rarity and beauty of the talents), および、それらの才能をこのような仕方で行使することの不名誉 (the discredit of employing them in this manner) に基づくものである。われわれが彼らの人格を軽蔑しながら、しかも彼らの才能に対して最も気前よく報酬を与えるであろうというのは、一見したところ不合理に思われるであろう。しかしながら、われわれは前者のような感情を抱きながら、必然的に後者のような行為をするに違いないのである。かりに、このような職業にかんする社会一般の意見あるいは偏見が変化することがあるとしたならば、彼らの金銭上の報酬は急速に低下することであろう。より多くの人々がそれらの職業を志望するようになり、そうして、その競争が彼らの労働の価格を急速に低下させることであろう (the competition would quickly reduce the price of their labour)。このような才能は、普通のものではけっしてないけれども、想像されているほどに稀なものでもけっしてない。意外に多くの人々がそれらの才能をきわめて完全な形で持っているのであるが、しかし、彼らはそれらをこのような仕方で行使するのを嫌悪しているのである。そうして、もっと多くの人々は、もしもそれらの才能によって名誉あることができるとしたならば、それらを習得する可能性を持っているのである。」⁶⁴⁾

以上の議論を《有利性均等の原理》の表現の一形式としてのボールディングの公式にあてはめて考えてみよう。「一種の社会的売春行為」と看做される雇用の場をBとする。このとき、第4の事情にかんする§1-vの議論の冒頭のパラグラフ(20)に付されていた編者脚注のキャンンの見解から示唆されるような硬直的な考え方をする者なら次のような議論をして事足りりとするであろうと思われる⁶⁵⁾。雇用の場Bに

64) *Ibid.*, pp. 108-109.

65) 前稿「賃金基金説の系譜について(14)」の第LXII節(本誌第38巻第1号, pp. 156 (156)-157 (157))を参照せよ。

において行なわれる労働は、それらの人々に「不名誉」をもたらすから、ボールディングの公式の右辺の「Bの非貨幣的有利性」の項はその分だけ小さくなるであろう。それゆえ、《有利性均等の原理》が成立するかぎりにおいて、「Bの貨幣的有利性」の項がそれを償うべく大きくなくてはならない。こうして、Bの金銭上の報酬は途方もない大きさになるというスミスの結論に到達するとして、その議論の明快を誇るふうを見せるであろう。

しかしながら、このように機械的にボールディングの公式を適用する議論は、「一種の社会的売春行為」と看做される職業に対するスミスの観察の最も本質的な部分を見失っているのである。というのは、このような議論は《完全な自由のある社会》においてはじめて成立しうる《有利性均等の原理》の前提に無条件に依存していて、その前提の危うさをまったく意識していないからである。なるほどスミスも、これらの職業に伴う「不名誉」が「Bの非貨幣的有利性」を低下させる要因であると考えているのであるけれども、同時に、それがこれらの職業を志望する人々の人数を大幅に制約することによって、それらの業種における競争を抑圧し、その結果として、「Bの貨幣的有利性」の主成分である金銭上の報酬を途方もない大きさにする点に注目しているのである。そこには、《有利性均等の原理》の成立を支える「完全な自由」(perfect liberty) はもはや存在しない。人は、そのような職業に従事することを「一種の社会的売春行為」と看做すその社会の全般的な気風の中で、「みずから適当と考える雇用の場を選び取ることと、みずから適当と考えるたびごとに、それを変えることの両方において、完全に自由」(perfectly free both to chuse what occupation he thought proper, and to change it as often as het hought proper)⁶⁶⁾であることができないからである。スミスは原則として《有利性均等の原理》を前提とする

§1の議論の真っ直中で、その前提を崩壊させる問題領域に堂々と踏み出しているのである。このことは、スミスが《有利性均等の原理》を至上の命題としていないことの願れにほかならない。それはスミスが表現しようとしている窮極の対象ではなく、表現のための手段にすぎないのである。すなわち、スミスにとって《有利性均等の原理》は、彼の《商業的社会》の本質的な属性の直接的な表現というよりも、むしろ、それをできるだけ明快に表現するための補助手段としての性格が強いのである。われわれは、これまで実体を指示する言葉としての《商業社会》に対比させて、一種の仮構としての「初期未開状態の社会」が明快な説明を可能にする補助手段であると述べてきたが、スミスのこの章の議論における《有利性均等の原理》も後者と類似した役割を演じているのである。じっさい、パラグラフ(25)から(27)までの「自由で名誉ある専門的職業」における労働の価格の議論に準じて、「俳優、オペラ歌手、オペラ・ダンサーたちの途方もない報酬」を《有利性均等の原理》の背景の中に置いてみると、それらの報酬の性質が明瞭に浮き上がってくることは否定できない事実である。と同時に、スミスの観察するところによれば、彼の《商業的社会》の一部を構成するこれらの職業分野では、パラグラフ(28)で述べられているような仕方で競争が抑圧されていることから、労働の価格の不均等が生じることも事実なのである。

さて、スミスによれば、「自由で名誉ある専門的職業」には、パラグラフ(26)で言うように、「不利な事情があるにもかかわらず、最も心の広い自由な精神の持主たちが……殺到する」ので、そこには激しい競争が行なわれているのであった。そうして、それゆえに、それらの業種での労働の価格を、《完全な自由のある社会》の前提に立つ《有利性均等の原理》に照らして考察することには問題の余地が少ないのである。それらの業種における競争を支える二つの原因のうち、第2の原因である「自分自身

66) Smith, *op. cit.*, p. 101.

の能力と好運に対する自然的な確信」(the natural confidence, ……, not only in his own abilities, but in his own good fortune) にかんして、スミスは次のように議論を進めるのである。

(29)「大部分の人々が自分たちの能力について抱いているところの過大なうぬぼれは、あらゆる時代の哲学者や道徳家によって指摘されてきた古くからの悪弊である。自己の好運に対する不合理な過信は、それよりは注目されることが少なかった。しかしながら、そのようなことが言えるとするなら、好運に対する過信のほうか、いっそう普遍的であるであろう。ある程度の健康と気力に恵まれている場合、そのような過信をいくらかでも抱かない人など誰もいないのである。利得の確率(the chance of gain)は、あらゆる人々によって、多少とも過大に評価されるものであり、そうして、ある程度の健康と気力に恵まれている場合、ほとんど誰でも、その確率を正当な水準よりも高く評価するものである。」⁶⁷⁾

(30)「利得の確率が自然的に過大評価されるという事実を、われわれは富くじが至る所で成功することから学ぶことができるであろう。世の中に、完全に公正な富くじ(a perfectly fair lottery)、あるいは、賞金総額がかけ金総額にちょうど見合っているような富くじ(one in which the whole gain compensated the whole loss)など、かつてあったためしがないし、また、これからもけっしてないであろう。なぜなら、それではその富くじの座元(the undertaker)が何も得ることができないからである。国営の富くじ(the state lotteries)の場合、そのくじ券(the tickets)は、その最初の買い手たちによって支払われる価格に実質的に見合う値打ちがないのであるが、それでもなお、市場では、その価格よりも20パーセント、30パーセント、そうして時には、40パーセントも割高で売れるのが普通なのである。大きな賞

金のどれかが獲得できるかもしれないという虚しい希望が、このような需要の唯一の原因なのである。1万ポンド、あるいは、2万ポンドが当たる確率に対して、わずかな金を支払うことは、最も謹厳な部類の人々でさえも、愚行であるとは、めったに考えないものである。そのようなわずかな金でさえも、おそらくは、その確率の価値を20パーセント、あるいは、30パーセント上回っているであろうことを知っているとしても、なお、そのように考えないものである。他の点では普通の国営富くじよりもはるかに、完全に公正な富くじに近いものであるとしても、賞金が20ポンドを越えることのない富くじの場合には、くじ券に対する同じような需要はないであろう。大きな賞金を獲得する確率をより大きくするために、一部の人々は数枚のくじ券を買い、そうして、他の人々はもっと多くの枚数の小額券を買うのである。しかしながら、より多くの券にかければかけるほど、損をする確率が高くなるという命題よりも確実な数学の命題はない。その富くじのすべての券をかうと確実に損をする。そうして、買う券の枚数が多くなればなるほど、その確実な事象にそれだけ近づいていくことになるからである。」⁶⁸⁾

(31)「損をする確率(the chance of loss)がしばしば過小に評価され、そうして、その価値以上にはめったに評価されることがないのは、保険業者たち(insurers)の利潤がきわめて穏当なものにとどまっていることから知られるであろう。火災保険にせよ、あるいは、海上保険にせよ、いやしくも保険を一つの業種として存在させるためには、その普通の保険料(the common premium)が、普通に起こる損害(the common losses)を補償し、経営管理費を支払い、そうして、何であれ普通の業種で雇用される等額の資本(an equal capital)からあがると期待されるような利潤を取得するに十分なものでなくてはならない。このような保険料以上のものを支払わない人は、明らかに、そ

67) *Ibid.*, p. 109.

68) *Ibid.*, pp. 109-110.

のリスクの実質的価値 (the real value of the risk), あるいは, 彼がそのリスクに保険をかけたいと穏当に考えることのできる最低限の価格 (the lowest price at which he can reasonably expect to insure it) 以上のものを支払わないのである。しかし, 保険業によって, 多くの人々が多少は財を成してきているけれども, 大富豪になった人はきわめて少ない。そうして, このことを考えるだけでも, 損益の通常のパランスが, この保険業において, 非常に多数の人々が財を成すところのその他の普通の業種におけるよりも有利になっていないことは十分に明らかであるように思われる。しかしながら, 普通の場合, 保険料は穏当なものであるにもかかわらず, 意外に多くの人々がその保険料を払う気にならないほどに, そのリスクを軽視するのである。わが王国全体の平均をとって考えると, 20軒中19軒が, あるいは, おそらく, 100軒中99軒が火災保険に加入していないであろうと思われる。海難のリスク (sea risk) は, それよりも多くの人々に, より強い警戒心を抱かせるので, 保険に未加入の船舶に対する加入船舶の割合は, はるかに大きくなっている。しかしながら, 意外に多数の船舶が一年中, そして, 戦時においてすら, 保険をかけずに航行しているのである。そのようなことは, 時としては, おそらく, 無思慮に行なわれているのではないかもしれない。ある巨大な会社は, あるいは, ある大商人でさえも, 20隻もしくは30隻の船を航海させている場合には, 従来行なわれてきたように, それらの船舶相互の間で保険し合うことができるかもしれないからである。それらの船舶のすべてについて節約できる保険料は, 普通の確率で考えると, それらの船舶が蒙るものと見込まれる損害を補償して余りあるものになるかもしれないのである。しかしながら, 海上輸送に対する保険を無視することは, 家屋に対する保険の場合と同じように, たいいてい, このような綿密な計算の結果ではなくて, そのリスクに対して, たんに無思慮な性

急さと不遜なあなどりをもって振る舞った帰結なのである。]⁶⁹⁾

スミスは, まずパラグラフ (29) で, 「自由で名誉ある専門的職業」での競争を激烈にする第2の原因のうち, 「自己の能力に対する自然的な確信」よりも, むしろ「自己の好運に対する自然的な確信」の強力さと普遍性に注目すべきものがあることを表明している。そうして, この点にかかわる彼の分析は, 「利得の確率が自然的に過大に評価される」面と, そうして, 「損をする確率がしばしば過小評価される」面の両面について進められている。前者は法曹学院の修習生になる若者たちに彼らがやがて顧問弁護士として成功すると考えられる確率を過大に評価させる事情の説明になっているのである。そうして, 後者は彼らがその道で挫折する確率を彼らに過小評価させる事情の説明になっている。それらの両面を総合すると, それは法曹業務に殺到する有能な若者たちの人数が過大になり, その結果, 競争が激烈になって, パラグラフ (28) で述べられているような, 芸能人の金銭的報酬を途方もなく高くするような事情が, 法曹業務によって代表される「自由で名誉ある専門的職業」に入り込む余地がないことが, いっそう深く了解されるのである。その結果, スミスがパラグラフ (25) の末尾で述べた命題, すなわち,

「法曹業務という富くじは, 完全に公正な富くじというにはほど遠いもの……で……, それはその他の多くの自由で名誉ある専門的職業と同様, 金銭的取得分の点では, 明らかに低報酬になっている」(The lottery of the law …… is very far from being a perfectly fair lottery; and that, as well as many other liberal and honourable professions, are, in point of pecuniary gain, evidently under-recompenced.)⁷⁰⁾

という命題が, なおいっそう正当化されること

69) *Ibid.*, p. 110.

70) *Ibid.*, p. 108.

になるのである。

上掲のパラグラフ (30) では、「利得の確率が自然的に過大に評価される」面が論じられているのであるが、そこに出てくる「富くじ」(lotteries) という言葉が、パラグラフ (25) の末尾の文章の中の「法曹業務という富くじ」(the lottery of the law) という言葉と呼応して、前者のパラグラフの議論が後者で述べられている命題を裏付けるためのものであることを示唆している。そうして、パラグラフ (31) では、火災保険から話が始められて、海上保険の実情が述べられているが、そこに現われる船舶の航海は、法曹学院の修習生たちの顧問弁護士への長い苦難の道程のメタファーとなっており、このパラグラフの議論もまた、パラグラフ (25) の命題と緊密なつながりを有することが暗示されているのである。と同時に、それは以下に続く「海上勤務の富くじ」(the lottery of the sea) への序曲にもなっている。スミスの議論は、次のように進められるのである。

(32) 「リスクをあなどる気持と成功への不遜な希望が活発になるのは、人生の中で若者たちが専門的職業を選択する時期より他にはない。この時期に、好運への希望とくらべれば不運への危惧がいかに小さなものであるかは、より上流の若者たちが自由な専門的職業 (the liberal professions) と呼ばれるところのものに就こうとする熱心さの中によりも、庶民が兵士として志願したり、あるいは、船乗りになろうとする気軽さの中に、もっとはっきりと現われるのである。」⁷¹⁾

こうして、スミスは以下のパラグラフ (33) から (34) にわたって、どちらかといえば下層階級に属する若者たちの「自己の好運に対する自然的な確信」のありようを観察するのであるが、それは彼の主たる関心が下層の若者にあるからではない。スミスの主たる関心の所在は、もっと上流の若者たちが「自由で名誉ある専門的職業」に殺到し、激烈な競争を展開する心理

的基盤にあるのはいうまでもないであろう。にもかかわらず、彼が下層の若者の行動に目を向けるのは、彼らが若者として、もっと上流の若者と共通する性向を、よりいっそう顕著な形で示すからにはかならない。スミスがこの種のレトリックをしばしば援用することは、すでに、われわれの見てきたところである。その一例として、われわれは『国富論』の第Ⅰ編第Ⅰ章「労働の分割について」の冒頭で、スミスが『商業的社会』に最も顕著な労働の分割を説明するにあたって、その社会の業種としては多くの点で代表的とはいえない難いピンの製造過程を取り上げていることを想起することができる。くり返し強調すると、ピンの製造はスミスの時代の製造業の技術水準を代表するものではけっしてなかったのである。にもかかわらず、スミスがピンの製造を例として取り上げる理由は、その章のパラグラフ (2) にはっきりと、次のように述べられているのであった。

(2) 「社会のビジネス全般における労働の分割 (the division of labour) の結果を理解するには、それが一部の特定の製造業でどのように行なわれているかを考察することが、より容易な道であろう。普通には、それは一部のきわめて瑣末な製造業において最高度に進められていると想像される。しかし、おそらく、それはもっと重要性のある他の製造業におけるよりも、それらの製造業で実質的に高度に進められているということではないであろう。そうではなくて、少数の人々のわずかな欲求を充足すべく運命づけられているところの、それらの瑣末な製造業では、職人たちの総数は必然的に少なくなければならず、そうして、その製造のさまざまな工程のあらゆるところで雇用されている人々が、しばしば、同じ製造所の建物の中に集められて、監督者が一目で見渡すことができるように配置されているからである。それとは逆に、歴大な集団の人々の大きな欲求を充足すべく運命づけられているところの大規模な製造業では、その製造のさまざまな工程のあらゆると

71) *Ibid.*, pp. 110-111.

ここで非常に多数の職人たちが雇用されているので、彼らをすべて同じ製造所の建物の中に集めることは不可能である。一つの工程で雇用されている人々以上のものを一度に見ることはほとんどできない。それゆえ、このような製造業においては、その製造はもっと瑣末な性質の製造業におけるよりもはるかに多数の部分的工程に、実質的には分割されているかもしれないのではあるけれども、その分割のありようは非常に明瞭というわけに行かず、したがって、観察されることがはるかに少なかったのである。」⁷²⁾

スミスは、ここに述べられているのと同じ論法に従って、彼の主たる関心事である「自由で名誉ある専門的職業」に殺到する上流の若者たちの中に「自己の好運に対する自然的な確信」を直接的に見るのではなく、彼のいわゆる「陸軍という富くじ」(the lottery of the army)や「海上勤務という富くじ」(the lottery of the sea)に未来を夢見るもっと下層の若者たちの中に、それを間接的に見ようとするのである。スミスは、上掲のパラグラフ(32)の陳述にひき続き、こう述べる。

(33)「普通の兵士が失なうかもしれないところのものが何であるかは十分に明白である。しかしながら、新しく戦争が始められる時、若い志願兵たちは、その危険(the danger)を顧慮することなく、きわめて気軽に応募する。そうして、彼らには昇進の機会はほとんど無いにもかかわらず、彼らはその若者らしい空想の中で、けっして起こることのありえない名誉と殊勲の機会を無数に夢見るのである。これらのローマンティックな夢が彼らの血の代償のすべてである。彼らの給与は普通の労働者のそれよりも低く、そうして、現実の勤務における彼らの疲労ははるかに大きい。」⁷³⁾

(34)「海員の富くじ(the lottery of the sea)は陸軍のそれ(that of the army)のようにはなはだしく不利なものであるとはかぎら

ない。社会的信用のある労働者や工芸職人の息子は、しばしば、彼の父親の同意を得たうえで海に出ることができるものであるが、しかし、彼が兵士を志願するとなると、その同意はけっして得られない。彼が前者によって何かを成す確率が幾らかはあることを他の人々も認めるではあろうけれども、彼が後者によって何かを成す確率があるとは、彼自身以外には誰も考えないであろう。大提督は偉大な將軍よりも、社会一般の賞讃的になることが少なく、そうして、海軍における最高度の成功は、陸軍におけるそれと同等の成功よりも輝かしさの劣る財産と名声しか約束しない。両者のそれよりも低い階級における昇進についても同じような違いが見られる。席次規則によれば、海軍のキャプテンは陸軍のコロネルと同列であるが、しかし、世間一般の評価では、前者が後者に比肩することはない。その富くじにおいて、大当たりのくじが少なくなるにしたがって、もっと小さな当たりくじはより多くなるに違いない。(As the great prizes in the lottery are less, the smaller ones must be more numerous.)

それゆえ、普通の水兵は陸軍の普通の兵卒よりも、ある程度の財産と昇進に恵まれる確率が高いのである。そうして、そのような賞金を獲得できるという希望が、その職務を選ぶ主要な理由なのである。彼らの技能と練達は、ほとんどいかなる工芸職人のそれをも、はるかに上回っているのであるけれども、しかし、彼らが水兵の状態にとどまっているかぎり、このような技能と練達の代価として、そしてまた、そのような苦難と危険の代価として、彼らが受け取る報酬は、前者を發揮する欲びと、後者を克服する欲び以外にはほとんど何もない。彼らの賃金はその港の普通労働者たちの賃金を越えることはなく、そうして、後者の賃金が船乗りたちの賃金の相場(the rate of seaman's wages)を規制する。彼らは、港から港へと絶えず移って行くので、大ブリテンのさまざまなあらゆる港から航海に出て行く者たちの月給(the month-

72) *Ibid.*, pp. 5-6.

73) *Ibid.*, p. 111.

ly pay) は、それらのさまざまな地域における他の職人たちのどれよりも一様なものに近くなっている。そうして、最も多数の船乗りたちが出入港する港、すなわち、ロンドンの港の相場(the rate)が、その他のあらゆる港の相場を規制するのである。ロンドンでは職人たちのさまざまな階級の賃金のほとんどが、エディンバラにおける同じ階級の賃金のほぼ2倍になっている。しかし、ロンドンの港から航海に出る水夫は、リースの港から航海に出る者たちよりも、1箇月当たりで3ないし4シリング多く稼ぐことはめったになく、そうして、両者の差がそれほど大きくないことはしばしばある。平時時の、そうして、商船勤務の場合のロンドン相場(the London price)は、1暦月当たり1ギニーから約27シリングまでである。ロンドンの普通労働者は1週間当たり9ないし10シリングの賃金率で、1暦月につき40から45シリングを稼ぐことができるであろう。じっさい、水夫はその賃金ほかに食事を支給されている。しかしながら、食事の価値は、おそらくつねに、彼の賃金と普通労働者のそれとの差額を上回るとは限らないかもしれない。そうして、それは時として、その差額を上回ることがあるとしても、その超過分はその水夫にとって正味の利得(clear gain)にはならないであろう。なぜなら、彼は彼の家に残してある彼の妻や家族を賃金で扶養しているにちがいないので、その超過分をそれらの者たちと分け合うことができないからである。』⁷⁴⁾

(35)「冒険に伴う生命の危険や間一髪の命びろいは若者たちの勇気をくじくどころか、彼らをそのような仕事に誘い寄せることがしばしばあるように思われる。下層階級の心やさしい母親は、彼女の息子が船を見たり、水夫たちの会話や冒険談に触れることによって魅惑されて海に出て行くことになりはしないかと、彼を港町の学校にやるのをしばしば怖れるものである。勇気と練達によって自分で克服できること

が予想される苦難を遠い将来に夢見ることは、われわれにとってけっして居心地の悪い(disagreeable)ものではなく、そのことはいかなる雇用においても労働の賃金を高くする事情にはならないのである。もっとも、勇気と練達がまったく役に立たない雇用の場合には話は別になる。きわめて健康によくないことが知られている業種では、労働の賃金はかならず顕著に高くなっている。健康によくないこと(unwholesomeness)は、一種の居心地の悪さ(disagreeableness)であり、そうして、それが労働の賃金に与える効果は、その一般的項目のものと位置づけられるべきものである。』⁷⁵⁾

§ 1-viの最初のパラグラフ(24)に付せられてあった編者脚注で、キャンナンが第5の事情をめぐるスミスの議論の要点を、

「金銭上の賃金は……高い賞金と多くの空くじがある業種において、より低くなること」(that pecuniary wages are …… less in trades where there are high prizes and many blanks.)⁷⁶⁾

と要約した根拠は、ひょっとすると、上掲のパラグラフ(34)の中の、

「その富くじにおいて、大当たりのくじが少なくなるにしたがって、もっと小さな当たりくじはより多くなるに違いない。それゆえ、普通の水兵は陸軍の普通の兵卒よりも、ある程度の財産と昇進に恵まれる確率が高い」(As the great prizes in the lottery are less, the smaller ones must be more numerous. Common sailors, therefore, more frequently get some fortune and preferment than common soldiers;) ⁷⁷⁾

というスミスの陳述にあったのではないかという疑いの余地があるように思われる。もしもそうであったとするならば、キャンナンの言う「高い賞金と多くの空くじのある業種」とは、スミ

75) *Ibid.*, p. 112.

76) *Ibid.*, p. 107, f. n. 3.

77) *Ibid.*, p. 111.

74) *Ibid.*, pp. 111-112.

スのパラグラフ (34) に述べられている「海員という富くじ」(the lottery of the sea) と「陸軍という富くじ」(the lottery of the army) との二者択一の中では、後者を指すことになるであろう。しかし、そうであるからといって、スミスは陸軍の兵卒の「金銭上の賃金」のほうが低く、水兵のそのほうが高いという議論をしてはいないのである。なるほど彼は、「それゆえ、普通の水兵は、陸軍の普通の兵卒よりも、ある程度の財産と昇進に恵まれる確率が高い」とは述べている。しかしながら、「ある程度の財産と昇進」(some fortune and preferment) という言葉の意味の中には、水兵や兵卒たちの受ける「金銭上の賃金」(pecuniary wages) よりももっと広い、いわば、ボールディングの《非貨幣的有利性》を構成する諸事情が含まれるのである。それゆえ、このようなスミスの陳述を根拠にして、「金銭上の賃金は……高い賞金と多くの空くじがある業種において、より低くなる」と即座に結論することはできないであろう。

それに加えて、われわれが上掲のパラグラフを引用するに先だって述べたように、パラグラフ (34) におけるスミスの議論は、「自由で名誉ある専門的職業」を選択しようとする上流の若者たちに、「損失の確率をしばしば過小評価する」性向が強くあることを論証しようとする文脈に沿って行なわれているのであった。その意味で、第5の事情をめぐる行なわれる § 1-vi の議論の中で、パラグラフ (34) は中心的な位置を占めているとは言い難いのである。それゆえ、もしかりに、キャナンが第5の事情をめぐるスミスの議論の核心的部分を要約しようとして、その根拠となるスミスの陳述をパラグラフ (34) の中に求めたとするならば、彼の着眼は的をはずしていると言わなければならないであろう。

しかしながら、上掲のパラグラフにおけるスミスの議論が、「自由で名誉ある専門的職業」の労働の価格にとどまらず、下層階級の若者たち

の労働の賃金にも及んでいることは事実である。とりわけ、パラグラフ (34) の後半からパラグラフ (35) に、そのような陳述が見られる。そこで、そのようなスミスの議論の骨子を、《有利性均等の原理》の公式にあてはめて論じてみると、その要領は次のようになるであろう。

まず、すでに説明したように、「自由で名誉ある専門的職業」における雇用の場をAとすると、その場合に成功の確率が非常に小さいという事情は、若者たちの、いわば「自己実現の欲び」の強さに支えられて、〔Aの雇用の非貨幣的有利性〕を相対的に大きくし、それに応じて、〔Aの雇用の貨幣的有利性〕は相対的に小さくなるであろうと、われわれは論じたのであった。そこで、いま、水夫のような冒険を伴う雇用の場をBとするならば、「勇気と練達によって自分で克服できることが予想される苦難を遠い将来に夢見ること」(The distant prospect of hazards, from which we can hope to extricate ourselves by courage and address)⁷⁸⁾

は下層階級の若者たちの、いわば自己実現の欲びへの第1歩であり、そうして、この場合には、「冒険に伴う生命の危険や間一髪の命びろいは、若者たちの勇気をくじくどころか」(The dangers and hair-breadth escapes of a life of adventures, instead of disheartening young people,)⁷⁹⁾

かえって、〔Bの雇用の非貨幣的有利性〕を相対的に大きくし、それに応じて、〔Bの雇用の貨幣的有利性〕は相対的に小さくなるであろう。スミスの議論の中に含まれるこのような論理のパターンは、それらの事情を第1の事情、すなわち、「雇用自体の居心地の良さ、あるいは、悪さ」(the agreeableness, or disagreeableness of the employments themselves)⁸⁰⁾ という範疇の中に含めることを可能にさせるかに

78) *Ibid.*, p. 112.79) *Ibid.*80) *Ibid.*, p. 102.

思わせるけれども、しかし、それらの事情は時間の次元の中で、遠い将来を夢見するという若い世代に特有の期待の要素を伴っているので、スミスはそれらを第1の事情という範疇から独立させて、第5の事情という範疇を設定したのであろうと推察される。しかしながら、パラグラフ (35) の末尾に述べられているように、同じ大きな危険を伴う雇用の場であっても、「勇気と練達がまったく役に立たない雇用」(those in which courage and address can be of no avail)⁸¹⁾ の場合には、自己実現の欲びはまったく得られないので、その同じ危険をもたらす事情が、第5の事情という範疇にではなくて、「雇用自体の居心地の悪さ」(the disagreeableness of the employments themselves) という第1の事情の範疇に入れられることになる。こうして、パラグラフ (35) の末尾の陳述は、スミスの議論を、その出発点であったパラグラフ (5) に連結し、無限に循環をくりかえす物語りの環を作るのである。

さて、以上で見てきた第5の事情をめぐるスミスの議論のありようは、『国富論』第I編第X章「労働とストックのさまざまな雇用における賃金と利潤について」の第I節「雇用それ自体の性質から生じる不均等について」の中に、われわれが設けた

§1「《完全な自由のある社会》を前提して、すなわち、雇用の有利性と不利性の全体が完全に均等化していることを前提して、金銭上の取得分を補償し、あるいは、相殺するところの、雇用それ自体の性質を五つの範疇に分けて論じること」

という題目のもとに置かれるスミスの議論の特質を明瞭に示している。すなわち、スミスの議論の目的は、《有利性均等の原理》が成立することを論証することにあるのではなくて、《商業的社会》における労働とストックのさまざまな雇用の賃金や利潤の不均等の諸原因の一部を説明することにあるのである。そうして、その

説明をできるだけ簡明にするための補助的手段として、彼は《有利性均等の原理》を援用しているにすぎない。このように、《商業的社会》の実態の観察から出発するスミスには、たとえば、第4の事情を考えるさいに、「ある人物に信任がかけられるということが彼にとって一つの不利な事情になるという弁明を必要とする」(The argument …… requires an allegation that it is a disadvantage to a person to have trust reposed in him,)⁸²⁾ というキャナンの発想は起こりようがないのである。ひるがえって、キャナンがこのような発想をしたことは、彼が《有利性均等の原理》を説明のための手段ではなくて、論証さるべき窮極の目的と考えていたであろうことを示唆する証拠と受け取られるのである。

LXVI

《有利性均等の原理》の枠の中で扱われる五つの事情の議論は、上掲のパラグラフ (5), (8), (14), (20), および (24) を見ればわかるように、いずれも労働の賃金における格差から議論が始められ、そうして、ストックの利潤にかんする議論は、それぞれの事情にかんする末尾のパラグラフ (7), (13), (19), および (23) において、きわめて手短かな説明がなされているにすぎない。第5の事情をめぐる議論も、その形式をほぼ踏襲しているが、しかし、そのパラグラフ (36) の陳述は例外的に長いものになっているので、以下で、それを少し立ち入って見ることにしよう。スミスはこう述べている。

(36)「ストックのさまざまな雇用のすべてにおいて、通常利潤率 (the ordinary rate of profit) はそれらの収益の確実性ないし不確実性 (the certainty or uncertainty of the returns) に応じて多かれ少なかれ異なるものである。これらの収益は、一般に、国内貿易の

81) *Ibid.*, p. 112.

82) *Ibid.*, p. 107, f. n. 1.

場合のほうが、外国貿易の場合よりも、また、外国貿易の一部の分野のほうが、その他の分野でよりも、たとえば、対北アメリカ貿易のほうが、対ジャマイカ貿易でよりも、不確実性が少ないのである。通常利潤率は、つねに、そのリスクに応じて、より大幅に、あるいは、より小幅に上昇する。しかしながら、それはリスクに比例して、もしくは、リスクを完全に補償するような形で、上昇するようには思われない。破産 (bankruptcies) は非常に危険な業種 (hazardous trades) で最も頻発するものである。あらゆる貿易のなかでも最も危険なもの、すなわち、密貿易者 (a smuggler) のそれは、その冒険が成功したときは、それにふさわしく最も利潤が大きくなるものであるけれども、それは間違いなく破産に通じる道である。成功への不遜な希望が、この場合にも、その他のあらゆる場合と同じように作用して、そして、また、非常に多数の冒険者たちをそれらの危険きわまりない業種に誘い寄せるので、その結果、彼らの競争がその利潤をして、そのリスクを補償するに十分なものよりも低くさせる (that their competition reduces the¹ profit below what is sufficient to compensate the risk) ようである。それを完全に補償するためには、普通の収益がストックの通常利潤を上回って、あらゆる偶発的な損失を補償するだけでなく、保険業者の利潤と同じ性質の余剰利潤 (a surplus profit) を、それらの冒険者たちに与えるのでなくてはならない。しかし、普通の収益がこれらのすべてに十分なものであるとしたならば、他の諸業種におけるよりも、これらの業種において、破産が頻繁に起こることはないであろう。⁸³⁾

このパラグラフは、キャンナン版では二つのページにまたがっており、それぞれのページに一つずつ編者脚注¹が付けられている。まず、そのパラグラフの末尾に付けられている脚注のほうから見ることにしよう。そこで、キャンナンは次

のように述べるのである。

「[多数にのぼる破産が、莫大な利得の事例によって釣り合いを保たれているという事実が見逃されている。以下の p. 127 では、それとは逆の誤りが犯されていて、大きな成功を比較しながら、大きな失敗を考えの外にしている。(The fact is overlooked that numerous bankruptcies may be counterbalanced by the instances of great gain. Below, on p. 127, the converse mistake is made of comparing great successes and leaving out of account great failures.)]」⁸⁴⁾

スミスのパラグラフ (36) の議論に対してキャンナンが抱くこのような不満には正当な根拠があるのだろうか。キャンナンのこの陳述だけでは、彼自身が成功の確率の大小によって利潤がどのような影響を受けるかという問題をどのような仕方で考えているのかは、かならずしも明らかではない。そこで、われわれは、スミスの陳述を検討することから出発しよう。

スミスは、まず、第5の事情、すなわち、「それらの雇用における成功の確率の大きいこと、あるいは、小さいこと」(the probability or improbability of success in them) という言葉を、パラグラフ (36) では、ストックの雇用の「収益の確実性、あるいは、不確実性」(the certainty or uncertainty of the returns) という言葉に置き換えている。このような置き換えに、問題の余地が多少残ることは、たとえば、すでにパラグラフ (25) に述べられている「顧問弁護士」の場合に話を戻して考えるならば、きわめて容易に了解されるであろう。すなわち、顧問弁護士として成功する確率が小さいということは、彼の手数料収入が大きな「不確実性」を有することを意味するとはかぎらないのである。すでに成功している顧問弁護士の立場から見れば、彼の手数料収入は、むしろ確実性の高い収入の部類に属するであろう。じっさい、彼の手数料が法外に高く見える

83) *Ibid.*, pp. 112-113.

84) *Ibid.*, p. 113, f. n. 1.

のは、それが大きな「不確実性」から生じるリスク・プレミアムを含むからではない。それは、スミスが述べているように、その業務の習得に必要とされる時間と労苦と経費とが膨大なものになるからである。それゆえに、顧問弁護士という職業は「その他の多くの自由で名誉ある専門的職業と同様に、金銭的取得分の点では、明らかに低報酬になっている」⁸⁵⁾とスミスは述べたのである。

それに対して、スミスがパラグラフ (36) において貿易で雇用されるストックの収益の確実性、あるいは不確実性を念頭に置くとき、国内貿易よりも外国貿易のほうが、また、対北アメリカ貿易よりも対ジャマイカ貿易のほうが、そうして、合法的な貿易よりも密貿易のほうが危険が大きく、それゆえに、それぞれ後者の貿易で雇用されるストックの収益の不確実性が高くなるということが焦点になっているのである。それらの危険の大きな貿易で雇用されるストックの利潤には、高いリスク・プレミアムが含まれているのである。もっとも、スミスの観察によると、そのように高い利潤でさえも、リスクを完全に補償するまでには至らないのである。その理由は、より表層的には、それらの貿易における競争が激烈であるからであり、より深層においては、彼らが人間のならいとして「自己の好運に対する不合理な過信」(their absurd presumption in their own good fortune)⁸⁶⁾を抱いているからである。

この点で、危険な貿易に雇用されるストックの利潤は、顧問弁護士の労働の価格に非常に類似している。いずれの場合にも、「自己の好運に対する不合理な過信」から激しい競争が生み出されているからである。こうして、危険な貿易に雇用されるストックの利潤の事例が、第5の事情の範疇に、「自由で名誉ある専門的職業」の労働の価格とともに、含められるのは、その利潤の中に高いリスク・プレミアムが含まれて

いるという理由によるのではなくて、そのように高い利潤もそのリスクを完全に補償するに至らないほどに競争が激しいという理由によるものであることが了解されるであろう。

以上のように理解するとき、パラグラフ (36) におけるスミスの議論に、キャナンの抱いたような不満をどうして感じるができるのであろうか。あえて言うならば、「多数にのぼる破産が、莫大な利得の事例によって釣り合いを保たれているという事実が見逃されている」というキャナンの批判は、「成功への不遜な希望が、この場合にも、その他のあらゆる場合と同じように作用して、そしてまた、非常に多数の冒険者たちをそれらの危険きわまりない業種に誘い寄せるので、その結果、彼らの競争がその利潤をして、そのリスクを補償するに十分なものよりも低くさせるようである」というスミスの陳述に向けられているのかもしれないと推測することができよう。なぜなら、「多数にのぼる破産が、莫大な利得の事例によって釣り合いを保たれている」というキャナンの陳述は、その業種のストックの利潤がそのリスクを十分に補償するだけのものになっているということを意味するものを受け取ることができるからである。もしもキャナンが彼の陳述の意味をそのようなものと考えていたとするなら、彼はおそらく、それを《有利性均等の原理》から直接に導いたのであろう。しかしながら、《有利性均等の原理》のそのような援用の仕方は、スミスの方法とは異質のものである。スミスの考え方に従うならば、議論は次のようにならなくてはならないであろう。すなわち、密貿易のような危険の大きい業種で雇用されるストックの利潤は、そのリスクを補償するに十分なものになっていなくても、自己の好運に対する不合理な過信を抱くことが普遍的で強力な自然的性向であることを顧慮するならば、その業種に大きな危険があるということ自体がかえってその雇用の《非貨幣的有利性》を高めることになって、その低い《貨幣的有利性》は補償されて、《有利性均

85) *Ibid.*, p. 108.

86) *Ibid.*, p. 109.

等の原理」が成立する状態を想定することができるのである。

以上は、もちろん、たんなる推測にもとづく議論である。キャナンがいかなる根拠によって、上掲の編者脚注に記されてある批判的見解を抱いたかは、その陳述からは結局、けっして明らかではないからである。しかしながら、彼が第3の事情にかんするパラグラフ(14)と、第4の事情にかんするパラグラフ(20)に付した二つの編者脚注を考慮するならば、『有利性均等の原理』の援用の仕方について、キャナンの方に重大な誤解がある見込みはきわめて大きいと言ってよいであろう。

次に、パラグラフ(36)のp. 112の側にある編者脚注¹を見ることにしよう。まず、比較の便をはかるために、そのパラグラフの原文の一部を掲げることにする。

The presumptuous hope of success seems to act here as upon all other occasions, and to entice so many adventurers into those hazardous trades, that their competition reduces the¹ profit below what is sufficient to compensate the risk. To compensate it completely, the common returns ought, over and above the ordinary profits of stock, not only to make up for all occasional losses, but to afford a surplus profit to the adventurers of the same nature with the profit of insurers.⁸⁷⁾

この一節の第1センテンスの中の定冠詞“the”に付されてある編者脚注¹で、キャナンは次のように述べている。

「¹[第4版、および第5版では『彼ら』となっているが、疑いもなく誤植である。(Eds. 4 and 5 read ‘their’, doubtless a misprint.)]」⁸⁸⁾

87) *Ibid.*, pp. 112-113.

88) *Ibid.*, p. 112n.

『国富論』の第4版と第5版の原文にある‘their profit’という語句の‘their’を‘the’の誤植であるとキャナンが断定しているのは、スミス自身の用語法に照らして、いささか奇異な感じがする。彼がどのような根拠に立ってそう断定するのかは、この脚注の記述だけでは明らかでないけれども、おそらく、それは a native speaker としての彼の言語感覚によるのであろう。しかしながら、われわれはすでに、彼の感覚にかなりの狂いがあることを知っているのので、ここで改めて、スミス自身の用語法を調べてみる必要がある。

まず、スミスが「利潤」という語を単数形の‘profit’と複数形の‘profits’とに使い分けているところに、ある程度の規則性が見出されることを見ておこう。

たとえば、『国富論』第I編の第Ⅷ章の題目「労働の賃金について」(Of the Wages of Labour)と第Ⅹ章の題目「ストックの利潤について」(Of the Profits of Stock)に見られるように、スミスはこれらの場合には、「賃金」も「利潤」もともに複数形の語を用いていることに、まず目を向けよう。次に、同じ第I編の第Ⅹ章の題目「労働とストックのさまざまな雇用における賃金と利潤について」(Of Wages and Profit in the different Employments of Labour and Stock)の中では、「利潤」は「賃金」の場合と異なって、単数形になっていることに注目しよう。利潤の場合に、このように、時として複数形が、また時として単数形が、交代的に使用されるのは、どのような事情によるものであろうか。

形式上、非常にはっきりと観察されることは、「ストックの利潤」(the profits of stock)という語句の中で用いられるとき、「利潤」はかならず複数形になっているのに対して、たとえば、第Ⅹ章の題目に見られるように、「利潤」という語が「ストック」という語から少しでも遠く離れるときには、ほとんどの場合、「利潤」は単数形で使用されているということである。そこ

で、上掲の原文に戻って見ると、その第2センテンスの中に、次の三つの用例がある。

- (i) the ordinary profits of stock,
- (ii) a surplus profit to the adventurers of the same nature, および,
- (iii) the profit of insurers.

われわれが『国富論』全体にわたる観察から帰納的に設定した上述のルール、すなわち、「利潤」という語が「ストックの」(of stock)という修飾句と直接に結びつくとき、それは複数形をとるというルールは、(i) の用例にも、すなわち、‘ordinary’ という形容詞が冠される場合にも、成立するのである。そうして、「利潤」という語が「ストックの」という修飾句から切り離されるとき、それは単数形をとるというルールは、(ii) と (iii) の用例において成立する。とくに、これら二つの場合のように、「冒険者たちの」(to the adventurers) であるとか、また、「保険業者たちの」(of insurers) とかいった、人物にかんする修飾句と結びつくとき、「利潤」は単数形をとっていることが注目に値する。

さて、そのうえで、上掲原文の第1センテンスの中の問題の「利潤」を見るならば、それが、その文脈において、「成功への不遜な希望が……非常に多数の冒険者たちをそれらの危険きわまりない業種に誘い寄せる」(The presumptuous hope of success …… to entice so many adventurers into those hazardous trades,) と述べられているその「冒険者たち」(adventurers) の「利潤」であることは明らかである。それゆえ、その「利潤」は、われわれのルールによれば、

‘the profit of those adventurers who are enticed into those hazardous trades’

と書くことができ、それはさらに

‘their profit’

と簡略化することができるであろう。こうして、『国富論』の第4版と第5版の原文にある‘their profit’ という語句は、‘the profit’ の誤

植であると断定することは、かならずしも妥当な判断とは言えないのである。

じっさい、すでに本稿の第 LXIV 節で触れたブキャナン版『国富論』は、スミス生前の最終版である第5版に拠っているから、‘their profit’ を採っているのである⁸⁹⁾。しかしながら、第3版に基づくロジャーズ版『国富論』は‘the profit’ を採っている⁹⁰⁾。そうして、ロジャーズ版と基本的に同じ立場に立つトッド版『国富論』の本文も‘the profit’ になっている⁹¹⁾。もちろん、トッドはそれに脚注を付して、第4版以後は‘the’ が‘their’ になっていることを指摘しているけれども、キャナンのような断定は下していない。しかし、トッド版の本文では‘the profit’ が採用されているという事実に加えて、この版が今後広く利用されることも予想されるので、われわれが‘their profit’ を正当化するために用いたルールの妥当性を裏付ける証拠を、いま一つ付け加えておこう。

スミスの第X章「労働とストックのさまざまな雇用における賃金と利潤について」のパラグラフ(9)の第1センテンスは、キャナン版では次のようになっている。

(9) When any expensive machine is erected, the extraordinary work to be performed by it before it is worn out, it must be expected, will replace the capital laid out upon it, with at least the² ordinary profits.⁹²⁾ ……

この文章の末尾の‘the ordinary profits’ の‘the’ に付されてある編者脚注²において、キャナンは、「初版では‘its’ になっている」⁹³⁾と指摘している。つまり、初版では

89) *The Wealth of Nations*, edited by David Buchanan, Vol. I, p. 182.

90) *The Wealth of Nations*, edited by James E. Thorold Rogers, Vol. I, p.

91) *The Wealth of Nations*, edited by W. B. Todd (Textual Editor), Vol. I, p. 128.

92) *The Wealth of Nations*, edited by Edwin Cannan, Vol. I, p. 103.

93) *Ibid.*, p. 103n.

‘its ordinary profits’
 となっているのを、スミスは第2版で
 ‘the ordinary profits’
 と訂正しているのである。この訂正の理由を考えてみよう。上掲の文章を読むなら、その「通常利潤」が「高価な機械」の通常利潤であることは明白である。したがって、重複を恐れず書くならば、それは

‘the ordinary profits of an expensive machine’
 である。スミスが

‘the ordinary profits of stock’
 と書くことをわれわれは見てきたのであるが、「機械」は「ストック」の一部分であるから、「高価な機械の」(of an expensive machine) という修飾句は、「ストックの」(of stock) という修飾句と同類のものと看做することができるであろう。そこで、われわれのルールを適用すれば、われわれの上にした語句の中の「利潤」という語は複数形をとるのではなくてはならない。いま、「高価な機械の」という修飾句を簡略化して「その」(its) に改めると、

‘its ordinary profits’
 となって、それは初版の語句と一致する。それゆえ、初版の語句はわれわれのルールに照らして、けっして誤ってはいないのである。しかし

ながら、パラグラフ (36) の「冒険者たちの利潤」や「保険業者たちの利潤」を簡略化して「彼らの利潤」(their profit) とする場合には格別の異和感をスミスが抱くことはなかったであろうと推測されるのに対して、この場合には、‘its’ という代名詞と ‘profits’ という複数形の対応に、いかにも座りの悪い感じをスミスが抱いたとしてもけっしておかしくはないように思われる。もしもスミスがそのような感じを抱いたとするなら、彼の採るべき道は、その文章の中にすでに ‘any expensive machine’ という語句が出ているので、それに続く

‘the ordinary profits of an expensive machine’
 という語群から ‘of an expensive machine’ を削っても誤解を招くことはないであろうと考えて、それを削除する道である。こう考えるならば、スミスが第2版で ‘the ordinary profits’ とした理由は十分に納得できるであろう。

以上で、われわれは『国富論』第I編第X章第I節の § 1 – vi「第5の事情、すなわち、それらの雇用における成功の確率の大小をめぐる考察」の検討を終わる。

(この項続く)